

岐阜県公報

号外 (5) 平成二十三年 四月 一日

目次

岐阜県職員勤務時間に関する規則の一部を改正する規則 特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部 を改正する規則	(人 事 課)	二	ページ
岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の 一部を改正する規則	(同)	二	
岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則	(同)	二	
岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関 する規則の一部を改正する規則	(同)	一六	
岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行 に関する規則の一部を改正する規則	(同)	一七	
岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則	(同)	一七	
岐阜県職員に対する子ども手当等の認定及び支給に関する 事務の取扱に関する規則の一部を改正する規則	(同)	一八	
岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改 正する規則	(同)	二	
岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則	(同)	二	
訓 令 甲			
岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令	(人 事 課)	二七	
岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令	(同)	四	
附属機関の委員等の職に充てる職員の職の指定に関する規 程の一部を改正する訓令	(同)	四	

岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令 (同) 四一
 岐阜県副知事の担当事務等に関する規程の一部を改正する
 訓令 (同) 四一

規 則

岐阜県職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十一号

岐阜県職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員の勤務時間に関する規則（昭和三十年岐阜県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項及び第三条第二項を削る。
第三条の次に次の一条を加える。

（勤務時間及び休憩時間の特例）

第四条 前二条の規定にかかわらず、所属長は、職務の性質上特に必要があると認められる業務に従事する職員又は育児、介護等に関する特別な事情がある職員の勤務時間及び休憩時間について、あらかじめ知事の承認を得て、別に定めることができる。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にこの規則による改正前の岐阜県職員の勤務時間に関する規則第二条第三項又は第三条第二項の規定により定められた勤務時間又は休憩時間については、この規則による改正後の岐阜県職員の勤務時間に関する規則第四条の規定により定められたものとみなす。

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十二号

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

特別の勤務に従事する職員の勤務時間に関する規則（昭和三十一年岐阜県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別表環境生活部各課、健康福祉部各課、中小企業課、農業振興課、建築指導課、岐阜保健所、西濃保健所、関保健所及び中濃保健所の項を削り、関保健所及び恵那保健所の項中「関保健所及び恵那保健所」を「恵那保健所」に改め、同表に次のように加える。

競技力向上対策課	岐阜市駐在の職員
----------	----------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十三号

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則（昭和三十一年岐阜県規則第四百号）の一部を次のように改正する。

題名中「及び費用弁償」を削る。

本則中「及び費用弁償」を削り、「相当中欄及び相当」を「同表の」に改める。

本則第一号の表中「ミューシウムひだ協議会委員」を削り、同表費用弁償の欄を削る。本則第二号の表（備考以外の部分に限る。）を次のように改める

区 分		報 酬
秘書業務専門職	月額	一九四、三〇〇円
広報業務専門職	月額	一七四、八〇〇円
報道業務専門職	月額	一七四、八〇〇円

広報アドバイザー	月額	一五七、〇〇〇円
国民保護協議会幹事	日額	一〇、〇〇〇円
防災指導専門職	月額	一七四、八〇〇円
防災施設管理総括専門職	月額	二六六、六〇〇円
防災会議幹事	日額	一〇、〇〇〇円
消防学校非常勤医師	日額	一三、七〇〇円
学校用務専門職	月額	一七四、八〇〇円
ボイラー等管理業務専門職	月額	一七四、八〇〇円
法務・情報公開課法務顧問	予算の範囲内で が定める額	
文書審査管理専門職	月額	一七四、八〇〇円
情報公開事務総括専門職	月額	二六六、六〇〇円
業務案内専門職	月額	一七四、八〇〇円
学芸業務専門職	月額	一九四、三〇〇円
行政相談事務専門職	月額	二二五、六〇〇円
非常勤健康管理医	月額	一五九、四〇〇円
税務事務コーディネーター	月額	三六七、九〇〇円
税務事務総括専門職	月額	三二一、一〇〇円
税務事務専門職	月額	二〇三、九〇〇円
家屋評価事務総括専門職	月額	二六六、六〇〇円
家屋評価事務専門職	月額	一七四、八〇〇円
県有財産管理事務総括専門職	月額	二六六、六〇〇円
警備業務専門職	月額 (深夜の割増賃金を 含む。)	一七四、八〇〇円
庁舎管理業務専門職	月額	一七四、八〇〇円
叙勲事務専門職	月額	二〇六、三〇〇円
選挙長	日額	一〇、六〇〇円
選挙分会長	日額	一〇、六〇〇円
審査分会長	日額	一〇、六〇〇円
選挙立会人	日額	八、八〇〇円
審査分会立会人	日額	八、八〇〇円
翻訳・通訳専門職	月額	二四四、〇〇〇円
旅券事務専門職	月額	一七四、八〇〇円
在住外国人行政相談員	勤務一時間につき	二一、〇〇〇円

統計調査員	観光物産アドバイザー	宗教法人業務専門職	NPO 施策推進総括専門職	NPO 施策推進専門職	県民生活総括相談員	県民生活相談員	消費生活相談員	浄化槽管理指導総括専門職	浄化槽管理指導専門職	埋立適正化推進員	廃棄物監視指導専門職	傷病野生鳥獣治療非常勤獣医師	自然保護員	乗鞍環境パトロール員	青少年育成推進指導員
予算の範囲内で知事が定める額	月額 一〇六、三〇〇円	月額 一七四、八〇〇円	月額 一六六、六〇〇円	月額 一七四、八〇〇円	月額 一六六、六〇〇円	月額 一三五、六〇〇円	月額 一二五、〇〇〇円	月額 二六六、六〇〇円	月額 一七四、八〇〇円	月額 一七四、八〇〇円	月額 一九七、〇〇〇円	月額 一五三、二〇〇円	月額 一七四、八〇〇円	予算の範囲内で知事が定める額	予算の範囲内で知事が定める額
立入調査員	被害青少年相談員	青少年育成専門職	人権啓発指導員	社会福祉法人等特別指導監査官	社会福祉法人指導監査専門職	保健所非常勤医師	非常勤診療放射線技師	衛生環境技術指導員	衛生検査業務専門職	衛生検査業務専門職	環境検査業務専門職	メデイカルアドバイザー	医療安全相談員	衛生専門学校非常勤講師	
が定める額	月額 一九四、三〇〇円 又は日額 一〇、〇〇〇円	月額 一九四、三〇〇円 (深夜の割増賃金を含む。)	月額 二〇二、七〇〇円	日額 一三、五〇〇円	月額 一七四、八〇〇円	日額 一三、七〇〇円	月額 二〇八、四〇〇円	月額 二六六、六〇〇円	月額 一七四、八〇〇円	月額 一七四、八〇〇円	月額 一七四、八〇〇円	日額 一三、七〇〇円	月額 一九四、三〇〇円	月額 一四七、九〇〇円 又は授業一時間につき 五、八五〇円	

看護専門学校非常勤講師	授業一時間につき 五、八五〇円
精神保健指定医	診察一件につき 一三、七〇〇円
精神保健相談非常勤医師	月額 一三、七〇〇円
心のダイヤル相談員（医師に限る。）	月額 一三、七〇〇円
心のダイヤル相談員（医師を除く。）	月額 一九四、三〇〇円
不妊専門相談医師	月額 一三、七〇〇円
不妊専門相談員	月額 九、三〇〇円
成人病登録業務専門職	月額 二〇一、七〇〇円
動物愛護管理専門職	月額 二二九、六〇〇円
保健衛生非常勤獣医師	月額 二六七、一〇〇円
介護報酬専門職	月額 二二五、〇〇〇円
身体障害者医学判定非常勤医師	月額 一三、七〇〇円
特別児童扶養手当等支給事務非常勤医師	月額 一三、七〇〇円
希望が丘学園非常勤医師	月額 五〇、〇〇〇円
希望が丘学園宿日直業務非常勤医師	勤務一回につき、宿直にあつては二五、六〇〇円（深夜の割増賃金を含む）、日直にあつては一七、七〇〇円
希望が丘学園非常勤薬剤師	月額 一三三、四〇〇円
希望が丘学園非常勤看護師	月額 一三三、四〇〇円
希望が丘学園非常勤診療放射線総括技師	月額 二七二、三〇〇円
希望が丘学園非常勤理学療法士	月額 二〇八、四〇〇円
希望が丘学園非常勤言語聴覚士	月額 二〇八、四〇〇円
希望が丘学園非常勤臨床心理士	月額 一〇、〇〇〇円
希望が丘学園非常勤保育士	月額 一九四、三〇〇円
発達障害者支援センター発達相談員	月額 二二三、三〇〇円
補装具業務専門職	月額 一九四、三〇〇円
身体障害者相談員	予算の範囲内で知事が定める額
知的障害者相談員	予算の範囲内で知事が定める額
児童扶養手当支給事務非常勤医師	月額 一三、七〇〇円
児童保護措置費負担金債権管理専門職	月額 一七四、八〇〇円
ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、当該額の半額	

子ども相談センター非常勤医師	月額	一三、七〇〇円
子ども相談センター保健指導専門職	月額	二〇一、七〇〇円
児童相談派遣専門職	月額	一九四、三〇〇円
児童虐待対応強化総括専門職	月額	二六六、六〇〇円
児童虐待対応強化専門職	月額	一九四、三〇〇円
児童虐待対応専門職	月額	一九四、三〇〇円
里親対策総括専門職	月額	二六六、六〇〇円
里親対策専門職	月額	一九四、三〇〇円
一時保護児童学習指導専門職	月額	一九四、三〇〇円
児童心理相談員	月額	二〇四、九〇〇円
家庭支援子ども電話相談員	月額	一九四、三〇〇円
子ども相談センター施設業務専門職	月額	一九四、三〇〇円 (深夜の割増賃金を含む。)
女性相談センター非常勤医師	月額	一三、七〇〇円
女性相談員	月額	一七四、八〇〇円
女性心理相談員	月額	一九四、三〇〇円
女性支援電話相談員	月額	一七四、八〇〇円
女性支援業務専門職	月額	一七四、八〇〇円
同伴児童指導員	月額	一七四、八〇〇円
わかあゆ学園非常勤医師	月額	一三、七〇〇円
わかあゆ学園家庭支援専門相談員	月額	一九四、三〇〇円
わかあゆ学園調理業務専門職	月額	一八〇、四〇〇円
わかあゆ学園施設業務専門職	月額	一九四、三〇〇円 (深夜の割増賃金を含む。)
わかあゆ学園非常勤栄養士	月額	六九、二〇〇円
ひとり親自立支援員	月額	一七四、八〇〇円
国民健康保険医療指導監査医	月額	一三、七〇〇円
国民健康保険医療給付専門指導員	月額	二二五、〇〇〇円
地域福祉国保課非常勤医師	月額	一四九、七〇〇円
後期高齢者医療障害認定審査医	月額	二二、八〇〇円
生活保護医療扶助精神科非常勤医師	月額	八二、〇〇〇円
生活保護医療扶助非常勤医師	月額	五五、〇〇〇円
生活保護面接総括相談員	月額	二六六、六〇〇円

援護事務専門職	一七四、八〇〇円		十分)につき 三三、〇〇〇円
就労支援員	月額 一七四、八〇〇円		月額 一七四、八〇〇円
戦傷病者相談員	年額 二五、一〇〇円		日額 八、七五〇円
戦没者遺族相談員	年額 二五、一〇〇円		授業一時間につき 五、八五〇円
産業技術指導員	月額 二六六、六〇〇円		授業一時間(五十分) につき 一六、五〇〇円
依頼試験等業務専門職	月額 一七四、八〇〇円		月額 一七四、八〇〇円
研究開発推進専門職	月額 三二七、五〇〇円		月額 二一六、〇〇〇円
セラミックス技術指導員	月額 二六六、六〇〇円		月額 一七四、八〇〇円 (深夜の割増賃金を 含む。)
企業立地総括専門職	月額 二六六、六〇〇円		日額 七、九一八円
情報科学芸術大学院大学非常勤講師	授業一時間(九十分) につき 三四、〇〇〇円		日額 七、八六〇円
情報科学芸術大学院大学システム管理業務専門職	月額 一三三、三〇〇円		日額 七、八六〇円
情報科学芸術大学院大学産業文化研究センター研究員	月額 二六九、八〇〇円		日額 七、八六〇円
情報科学芸術大学院大学非常勤看護師	月額 一九四、三〇〇円		月額 五八五、四〇〇円
情報科学芸術大学院大学情報支援専門職	月額 二六九、八〇〇円		月額 一七四、八〇〇円
情報科学芸術大学院大学非常勤司書	月額 一七四、八〇〇円		月額 一七四、八〇〇円
国際情報科学芸術アカデミー非常勤講師	又は授業一 時間(九 月額 四四〇、〇〇〇円		月額 二六六、六〇〇円
地域雇用対策専門職			
産業経済対策専門職			
職業能力開発校講師			
国際たくみアカデミー職業能力開発短期大学校非常勤講師			
向上訓練推進専門職			
職業訓練指導専門職			
職業能力開発校施設管理業務専門職			
障害者職業訓練コーディネーター			
産業人材育成コーディネーター			
ものづくり人材育成コーディネーター			
岐阜県競馬管理専門職			
農業経営基盤強化措置特別会計所属国有財産管理員			
圃場等管理業務専門職			
農業技術指導員			

畜産技術指導員	月額 二六六、六〇〇円
畜産管理業務専門職	月額 一七四、八〇〇円
鶏舎管理業務専門職	月額 一七四、八〇〇円
水産管理業務専門職	月額 一七四、八〇〇円
農業大学校非常勤講師	月額 二二五、六〇〇円 又は授業一時間につき 五、八五〇円
農業大学校非常勤医師	日額 一三、七〇〇円
果樹病害虫発生予察事業調査員	予算の範囲内で知事が定める額
病害虫防除員	予算の範囲内で知事が定める額
農業大学校施設管理業務専門職	月額 一七四、八〇〇円 (深夜の割増賃金を含む。)
農業大学校家畜飼育業務専門職	月額 一七四、八〇〇円
国際園芸アカデミー非常勤講師	授業一時間(九十分)につき 三三、〇〇〇円
国際園芸アカデミー学校施設業務専門職	月額 一七四、八〇〇円
土地改良登記事務総括専門職	月額 二六六、六〇〇円
土地改良登記事務専門職	月額 一七四、八〇〇円
道路通行規制管理員	年額 三〇、〇〇〇円 ただし、通行規制業務に従事した場合は、日出前又は日没後の業務一回につき七八〇円を、日出か
森林地理情報処理業務専門職	月額 一七四、八〇〇円
林木育種事業地管理業務専門職	月額 二六六、六〇〇円
森林文化アカデミー非常勤講師	授業一時間(九十分)につき 三三、〇〇〇円
森林文化アカデミー施設業務専門職	月額 一七四、八〇〇円
森林文化アカデミー学校事務専門職	月額 一七四、八〇〇円
森林文化アカデミー短期技術研修等専門職	月額 一七四、八〇〇円
森林管理指導専門職	月額 二六六、六〇〇円
建設業務専門職	月額 一七四、八〇〇円
土地収用等事業紛争あつせん委員	日額 一〇、〇〇〇円
土地収用等事業紛争仲裁委員	日額 一〇、〇〇〇円
登記事務総括専門職	月額 二六六、六〇〇円
登記事務専門職	月額 一七四、八〇〇円
土木技術総括専門職	月額 二六六、六〇〇円

建築構造専門委員	構造計算専門員	国土調査・土地取引調査事務専門職	土地価格審査専門職	ひ門管理員	ダム施設管理専門職	河川施設管理専門職	河川施設管理総括専門職	排水機管理専門職	道路管理業務専門職					
月額 一七四、八〇〇円	月額 一七四、八〇〇円	月額 一七四、八〇〇円	月額 一〇、〇〇〇円	月額 一四、四〇〇円 ただし、岐阜県ひ門管理員設置規則（昭和三十八年岐阜県規則第二百二十五号）第二条の水位調査に従事した場合は、日出前又は日没後の調査一回につき七八〇円を、日出から日没までの調査一回につき五二〇円を当該月額に加算した額	月額 一七四、八〇〇円	月額 一七四、八〇〇円	月額 二六六、六〇〇円	月額 一七四、八〇〇円	月額 二二五、〇〇〇円	ら日没までの業務一回につき五二〇円を当該年額に加算した額				
給食業務専門職	県立学校介護専門職	県立学校実習補助専門職	県立学校事務専門職	県立学校業務専門職	学習指導要領時数増対応非常勤講師	市町村立小中学校非常勤講師	公立幼稚園新規採用教員研修指導員	市町村立定時制高等学校非常勤講師	県立学校非常勤講師	学校非常勤医師	教職員保健管理医	労働関係紛争あつせん員	議会警備業務専門職	建築確認事務専門職
月額 一七四、八〇〇円	月額 一七四、八〇〇円	月額 一七四、八〇〇円	月額 一七四、八〇〇円	月額 一七四、八〇〇円	勤務一時間につき 二、八〇〇円	勤務一時間につき 二、八〇〇円	勤務一時間につき 二、八〇〇円	授業一時間につき 四、一五〇円	授業一時間につき 五、四〇〇円	月額 一〇、〇〇〇円	年額 四七、〇〇〇円	日額 一〇、〇〇〇円	月額 一七四、八〇〇円 （深夜の割増賃金を含む。）	月額 一七四、八〇〇円

教育支援相談員	月額 一九四、三〇〇円	月額	教育支援相談員
外国語指導助手	月額 三〇〇、〇〇〇円 ただし、これに租税 が課せられる場合に は、その租税の額に 相当する額を当該月 額に加算した額	月額	外国語指導助手
理科支援員等配置事業コーディネーター	月額 一九四、三〇〇円	月額	理科支援員等配置事業コーディネーター
理科支援員等配置事業業務専門職	月額 一七四、八〇〇円	月額	理科支援員等配置事業業務専門職
スクールカウンセラー	勤務一時間につき 五、〇〇〇円	勤務一時間につき	スクールカウンセラー
カウンセリング相談員	勤務一時間につき 三、五〇〇円	勤務一時間につき	カウンセリング相談員
スクール相談員	勤務一時間につき 一、〇〇〇円	勤務一時間につき	スクール相談員
子どもと親の相談員	勤務一時間につき 一、〇〇〇円	勤務一時間につき	子どもと親の相談員
生徒指導推進協力員	勤務一時間につき 一、〇〇〇円	勤務一時間につき	生徒指導推進協力員
外国人児童生徒適応指導員	勤務一時間につき 二、〇〇〇円	勤務一時間につき	外国人児童生徒適応指導員
教育相談業務専門職	月額 一九四、三〇〇円	月額	教育相談業務専門職
いじめ問題電話相談業務専門職	月額 一九四、三〇〇円	月額	いじめ問題電話相談業務専門職
銃砲刀剣類登録審査委員	月額 一〇、〇〇〇円	月額	銃砲刀剣類登録審査委員
特別天然記念物カモシカ巡視員	月額 四、二〇〇円	月額	特別天然記念物カモシカ巡視員
文化財保護巡視員	月額 二、一〇〇円	月額	文化財保護巡視員
家庭教育推進専門職	月額 二一五、〇〇〇円	月額	家庭教育推進専門職
図書館司書業務専門職	月額 一七四、八〇〇円	月額	図書館司書業務専門職
図書館教育普及業務専門職	月額 一九四、三〇〇円	月額	図書館教育普及業務専門職
高山陣屋総括説明専門職	月額 二六六、六〇〇円	月額	高山陣屋総括説明専門職
高山陣屋説明専門職	月額 一八六、九〇〇円	月額	高山陣屋説明専門職
高山陣屋学芸業務専門職	月額 一九四、三〇〇円	月額	高山陣屋学芸業務専門職
高山陣屋管理業務専門職	月額 一七四、八〇〇円	月額	高山陣屋管理業務専門職
高山陣屋警備業務専門職	月額 一七四、八〇〇円 (深夜の割増賃金を 含む。)	月額	高山陣屋警備業務専門職
博物館学芸業務専門職	月額 一九四、三〇〇円	月額	博物館学芸業務専門職
博物館管理業務専門職	月額 一七四、八〇〇円	月額	博物館管理業務専門職
美術館顧問	月額 九六七、〇〇〇円	月額	美術館顧問
美術館普及業務専門職	月額 一九四、三〇〇円	月額	美術館普及業務専門職
美術館学芸業務専門職	月額 一九四、三〇〇円	月額	美術館学芸業務専門職
美術館管理業務専門職	月額 一七四、八〇〇円	月額	美術館管理業務専門職
現代陶芸美術館顧問	月額 六〇〇、〇〇〇円	月額	現代陶芸美術館顧問

現代陶芸美術館副館長	月額 四一八、七〇〇円
現代陶芸美術館学芸業務専門職	月額 一九四、三〇〇円
現代陶芸美術館管理業務専門職	月額 一七四、八〇〇円
学校医	予算の範囲内で知事が定める額
学校歯科医	予算の範囲内で知事が定める額
学校薬剤師	月額 一五三、〇〇〇円
スポーツ国際交流員	月額 三〇〇、〇〇〇円 ただし、これに租税が課せられる場合には、その租税の額に相当する額を当該月額に加算した額
総括警察安全相談員	月額 三四一、三〇〇円
警察安全相談員	月額 二二四、六〇〇円
警察情報公開窓口専門職	月額 二二四、六〇〇円
警察職員健康管理医	月額 一五九、四〇〇円
警察精神保健相談非常勤医師	月額 一三三、七〇〇円
警察職員相談事務専門職	月額 三三三、八〇〇円
警察非常勤医師	月額 一三三、七〇〇円
地域安全巡回指導教育専門職	月額 一八六、九〇〇円
地域安全活動総括アドバイザー	月額 三五三、八〇〇円
地域安全活動アドバイザー	月額 二二四、六〇〇円
交番相談員	月額 二二四、六〇〇円
少年相談総括アドバイザー	月額 三五三、八〇〇円
少年相談アドバイザー	月額 二二四、六〇〇円
M S リーダーズ支援アドバイザー	月額 二二四、六〇〇円
スクールサポーター	月額 二二四、六〇〇円
環境監視活動アドバイザー	月額 四九、二〇〇円
鉄砲等行政指導専門職	月額 二二四、六〇〇円
捜査情報分析事務専門職	月額 二二四、六〇〇円
手口業務専門職	月額 二二四、六〇〇円
被害回復・社会復帰アドバイザー	月額 二二四、六〇〇円
交通安全教育専門職	月額 一七四、八〇〇円
外国人交通安全教育指導員	月額 一九四、三〇〇円
交通聴聞専門職	月額 三五三、八〇〇円
運転免許更新事務専門職	月額 三五三、八〇〇円

初心運転者講習専門職	月額 一七四、八〇〇円
取消処分者講習専門職	月額 一九四、三〇〇円
警察学校教育参与	月額 二二五、六〇〇円
食品安全相談員	月額 二七一、三〇〇円
契約事務総括専門職	月額 二六六、六〇〇円
契約事務専門職	月額 一七四、八〇〇円
育児休業推進職	月額 二七一、四〇〇円
宿日直業務専門職	勤務一回につき、宿直にあつては八、八〇〇円(深夜の割増賃金を含む)、日直にあつては五、六〇〇円 ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、三、五五〇円
国際交流員	月額 三〇〇、〇〇〇円 ただし、これに租税が課せられる場合には、その租税の額に相当する額を当該月額に加算した額
調理業務専門職	月額 一八〇、四〇〇円

付則第一項中「平成二十二年十二月一日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」に改め、同項の表を次のように改める。

秘書業務専門職	一九四、三〇〇円	一八八、一四八円
広報業務専門職	一七四、八〇〇円	一六九、二六四円
報道業務専門職	一七四、八〇〇円	一六九、二六四円
広報アドバイザー	一五七、〇〇〇円	一五〇、七二〇円
防災指導専門職	一七四、八〇〇円	一六九、二六四円
防災施設管理総括専門職	二六六、六〇〇円	二五五、六三二円
学校用務専門職	一七四、八〇〇円	一六九、二六四円
ボイラー等管理業務専門職	一七四、八〇〇円	一六九、二六四円
文書審査管理専門職	一七四、八〇〇円	一六九、二六四円
情報公開事務総括専門職	二六六、六〇〇円	二五五、六三二円
業務案内専門職	一七四、八〇〇円	一六九、二六四円
学芸業務専門職	一九四、三〇〇円	一八八、一四八円
行政相談事務専門職	二二五、六〇〇円	二二八、四五六円
税務事務コーディネーター	三六七、九〇〇円	三四四、九〇一円
税務事務総括専門職	三一一、一〇〇円	二九八、二八八円
税務事務専門職	二〇三、九〇〇円	一九七、五〇八円
家屋評価事務総括専門職	二六六、六〇〇円	二五五、六三二円
家屋評価事務専門職	一七四、八〇〇円	一六九、二六四円
県有財産管理事務総括専門職	二六六、六〇〇円	二五五、六三二円
警備業務専門職	一七四、八〇〇円	一六九、二六四円
庁舎管理業務専門職	一七四、八〇〇円	一六九、二六四円
叙勲事務専門職	二〇六、三〇〇円	二〇〇、七七六円

医療安全相談員	環境検査業務専門職	衛生検査業務専門職	衛生環境技術指導員	非常勤診療放射線技師	社会福祉法人指導監査専門職	人権啓発指導員	青少年育成専門職	被害青少年相談員	自然保護員	廃棄物監視指導専門職	埋立適正化推進員	浄化槽管理指導専門職	浄化槽管理指導総括専門職	消費生活相談員	県民生活相談員	県民生活総括相談員	NPO 施策推進専門職	宗教学人業務専門職	観光物産アドバイザー	旅券事務専門職	翻訳・通訳専門職		
一九四、三〇〇円	一七四、八〇〇円	一七四、八〇〇円	二六六、六〇〇円	二〇八、四〇〇円	一七四、八〇〇円	二〇一、七〇〇円	一九四、三〇〇円	一九四、三〇〇円	一七四、八〇〇円	一九七、〇〇〇円	一七四、八〇〇円	一七四、八〇〇円	二六六、六〇〇円	二二五、〇〇〇円	二二五、六〇〇円	二六六、六〇〇円	一七四、八〇〇円	一七四、八〇〇円	二〇六、三〇〇円	一七四、八〇〇円	二四四、〇〇〇円		
一八八、一四八円	一六九、二六四円	一六九、二六四円	二五五、六三二円	二〇一、八〇〇円	一六九、二六四円	一九五、三二二円	一八八、一四八円	一八八、一四八円	一六九、二六四円	一九〇、七六〇円	一六九、二六四円	一六九、二六四円	二五五、六三二円	二〇八、一九二円	二二八、四五六円	二五五、六三二円	一六九、二六四円	二〇〇、七七六円	一六九、二六四円	一六九、二六四円	二二六、二七二円		
衛生専門学校非常勤講師	心のダイヤル相談員（医師を除く。）	成人病登録業務専門職	動物愛護管理専門職	保健衛生非常勤獣医師	介護報酬専門職	希望が丘学園非常勤保育士	補装具業務専門職	児童保護措置費負担金債権管理専門職	子ども相談センター保健指導専門職	児童相談派遣専門職	児童虐待対応強化総括専門職	児童虐待対応強化専門職	児童虐待対応専門職	里親対策総括専門職	里親対策専門職	一時保護児童学習指導専門職	児童心理相談員	家庭支援子ども電話相談員	子ども相談センター施設業務専門職	女性相談員	女性心理相談員	女性支援電話相談員	女性支援業務専門職
二四七、九〇〇円	一九四、三〇〇円	二〇一、七〇〇円	二二九、六〇〇円	二六七、一〇〇円	二二五、〇〇〇円	一九四、三〇〇円	一九四、三〇〇円	一七四、八〇〇円	二〇一、七〇〇円	一九四、三〇〇円	二六六、六〇〇円	一九四、三〇〇円	一九四、三〇〇円	二六六、六〇〇円	一九四、三〇〇円	一九四、三〇〇円	二〇四、九〇〇円	一九四、三〇〇円	一九四、三〇〇円	一七四、八〇〇円	一九四、三〇〇円	一七四、八〇〇円	一七四、八〇〇円
二四〇、〇四八円	一八八、一四八円	一九五、三二二円	二二二、五二八円	二五九、二八〇円	二〇八、一九二円	一八八、一四八円	一八八、一四八円	一六九、二六四円	一九五、三二二円	一八八、一四八円	二五五、六三二円	一八八、一四八円	一八八、一四八円	二五五、六三二円	一八八、一四八円	一八八、一四八円	一九八、四六〇円	一八八、一四八円	一八八、一四八円	一六九、二六四円	一八八、一四八円	一六九、二六四円	一六九、二六四円

職業訓練指導専門職	向上訓練推進専門職	地域雇用対策専門職	国際情報科学芸術アカデミー非常勤講師	情報科学芸術大学院大学非常勤司書	情報科学芸術大学院大学情報支援専門職	情報科学芸術大学院大学非常勤看護師	情報科学芸術大学院大学産業文化研究センター研究員	情報科学芸術大学院大学システム管理業務専門職	企業立地総括専門職	セラミックス技術指導員	研究開発推進専門職	依頼試験等業務専門職	産業技術指導員	就労支援員	援護事務専門職	生活保護面接総括相談員	国民健康保険医療給付専門指導員	ひとり親自立支援員	わかあゆ学園施設業務専門職	わかあゆ学園調理業務専門職	わかあゆ学園家庭支援専門相談員	同伴児童指導員
二二六、〇〇〇円	一七四、八〇〇円	一七四、八〇〇円	四四〇、〇〇〇円	一七四、八〇〇円	二六九、八〇〇円	一九四、三〇〇円	二六九、八〇〇円	二二三、三〇〇円	二六六、六〇〇円	二六六、六〇〇円	三三七、五〇〇円	一七四、八〇〇円	二六六、六〇〇円	一七四、八〇〇円	一七四、八〇〇円	二六六、六〇〇円	二二五、〇〇〇円	一七四、八〇〇円	一九四、三〇〇円	一八〇、四〇〇円	一九四、三〇〇円	一七四、八〇〇円
二〇九、六一二円	一六九、二六四円	一六九、二六四円	四二二、四〇〇円	一六九、二六四円	二六一、二八〇円	一八八、一四八円	二六一、二八〇円	二二六、二二八円	二五五、六三二円	二五五、六三二円	三一四、五三二円	一六九、二六四円	二五五、六三二円	一六九、二六四円	一六九、二六四円	二五五、六三二円	二〇八、一九二円	一六九、二六四円	一八八、一四八円	一七四、六八八円	一八八、一四八円	一六九、二六四円
職業能力開発校施設管理業務専門職	岐阜県競馬管理専門職	圃場等管理業務専門職	農業技術指導員	畜産技術指導員	畜産管理業務専門職	鶏舎管理業務専門職	水産管理業務専門職	農業大学校非常勤講師	農業大学校施設管理業務専門職	農業大学校家畜飼育業務専門職	国際園芸アカデミー学校施設業務専門職	土地改良登記事務総括専門職	土地改良登記事務専門職	森林地理情報処理業務専門職	林木育種事業地管理業務専門職	森林文化アカデミー施設業務専門職	森林文化アカデミー学校事務専門職	森林文化アカデミー短期技術研修等専門職	森林管理指導専門職	建設業務専門職	登記事務総括専門職	登記事務専門職
一七四、八〇〇円	五八五、四〇〇円	一七四、八〇〇円	二六六、六〇〇円	二六六、六〇〇円	一七四、八〇〇円	一七四、八〇〇円	一七四、八〇〇円	二二五、六〇〇円	一七四、八〇〇円	一七四、八〇〇円	一七四、八〇〇円	二六六、六〇〇円	一七四、八〇〇円	一七四、八〇〇円	二六六、六〇〇円	一七四、八〇〇円	一七四、八〇〇円	二六六、六〇〇円	一七四、八〇〇円	二六六、六〇〇円	一七四、八〇〇円	
一六九、二六四円	五三六、八四三円	一六九、二六四円	二五五、六三二円	二五五、六三二円	一六九、二六四円	一六九、二六四円	一六九、二六四円	二二八、四五六円	一六九、二六四円	一六九、二六四円	一六九、二六四円	一六九、二六四円	二五五、六三二円	一六九、二六四円	一六九、二六四円	一六九、二六四円	一六九、二六四円	二五五、六三二円	一六九、二六四円	二五五、六三二円	一六九、二六四円	

高山陣屋説明専門職	高山陣屋総括説明専門職	図書館教育普及業務専門職	図書館司書業務専門職	家庭教育推進専門職	いじめ問題電話相談業務専門職	教育相談業務専門職	理科支援員等配置事業コーディネーター	理科支援員等配置事業業務専門職	教育支援相談員	給食業務専門職	県立学校介護専門職	県立学校実習補助専門職	県立学校事務専門職	県立学校業務専門職	議会警備業務専門職	建築確認事務専門職	国土調査・土地取引調査事務専門職	ダム施設管理専門職	河川施設管理専門職	河川施設管理総括専門職	排水機管理専門職	道路管理業務専門職	土木技術総括専門職
一八六、九〇〇円	二六六、六〇〇円	一九四、三〇〇円	一七四、八〇〇円	二二五、〇〇〇円	一九四、三〇〇円	一九四、三〇〇円	一九四、三〇〇円	一七四、八〇〇円	一九四、三〇〇円	一七四、八〇〇円	一七四、八〇〇円	一七四、八〇〇円	一七四、八〇〇円	一七四、八〇〇円	一七四、八〇〇円	一七四、八〇〇円	一七四、八〇〇円	一七四、八〇〇円	一七四、八〇〇円	二六六、六〇〇円	一七四、八〇〇円	二二五、〇〇〇円	二六六、六〇〇円
一八〇、九八〇円	二五五、六三二円	一八八、一四八円	一六九、二六四円	二〇八、一九二円	一八八、一四八円	一八八、一四八円	一八八、一四八円	一六九、二六四円	一六九、二六四円	一六九、二六四円	一六九、二六四円	一六九、二六四円	一六九、二六四円	一六九、二六四円	一六九、二六四円	一六九、二六四円	一六九、二六四円	一六九、二六四円	一六九、二六四円	二五五、六三二円	一六九、二六四円	二〇八、一九二円	二五五、六三二円
スクールサポーター	MSリーダース支援アドバイザー	少年相談アドバイザー	少年相談総括アドバイザー	交番相談員	地域安全活動アドバイザー	地域安全活動総括アドバイザー	地域安全巡回指導教育専門職	警察職員相談事務専門職	警察情報公開窓口専門職	警察安全相談員	総括警察安全相談員	現代陶芸美術館管理業務専門職	現代陶芸美術館学芸業務専門職	現代陶芸美術館副館長	美術館管理業務専門職	美術館学芸業務専門職	美術館普及業務専門職	博物館管理業務専門職	博物館学芸業務専門職	高山陣屋警備業務専門職	高山陣屋管理業務専門職	高山陣屋学芸業務専門職	
二二四、六〇〇円	二二四、六〇〇円	二二四、六〇〇円	三三三、八〇〇円	二二四、六〇〇円	二二四、六〇〇円	三三三、八〇〇円	一八六、九〇〇円	三三三、八〇〇円	二二四、六〇〇円	二二四、六〇〇円	三三三、八〇〇円	一七四、八〇〇円	一九四、三〇〇円	四一八、七〇〇円	一七四、八〇〇円	一九四、三〇〇円	一九四、三〇〇円	一七四、八〇〇円	一九四、三〇〇円	一七四、八〇〇円	一七四、八〇〇円	一九四、三〇〇円	
二〇七、八〇四円	二〇七、八〇四円	二〇七、八〇四円	三三三、七九〇円	二〇七、八〇四円	二〇七、八〇四円	三三三、七九〇円	一八〇、九八〇円	三三三、七九〇円	二〇七、八〇四円	二〇七、八〇四円	三三三、七九〇円	一六九、二六四円	一八八、一四八円	三九五、六四九円	一六九、二六四円	一八八、一四八円	一八八、一四八円	一六九、二六四円	一八八、一四八円	一六九、二六四円	一六九、二六四円	一八八、一四八円	

岐阜県規則第二十四号

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

環境監視活動アドバイザー	四九、二〇〇円	四七、六四〇円
鉄砲等行政指導専門職	二二四、六〇〇円	二〇七、八〇四円
捜査情報分析事務専門職	二二四、六〇〇円	二〇七、八〇四円
手口業務専門職	二二四、六〇〇円	二〇七、八〇四円
被害回復・社会復帰アドバイザー	二二四、六〇〇円	二〇七、八〇四円
交通安全教育専門職	一七四、八〇〇円	一六九、二六四円
外国人交通安全教育指導員	一九四、三〇〇円	一八八、一四八円
交通聴聞専門職	三三三、八〇〇円	三三五、七九〇円
運転免許更新事務専門職	一七四、八〇〇円	一六九、二六四円
初心運転者講習専門職	一九四、三〇〇円	一八八、一四八円
取消処分者講習専門職	一九四、三〇〇円	一八八、一四八円
警察学校教育参与	二二五、六〇〇円	二二八、四五六円
食品安全相談員	二七一、三〇〇円	二六〇、五六〇円
契約事務総括専門職	二六六、六〇〇円	二五五、六三二円
契約事務専門職	一七四、八〇〇円	一六九、二六四円
育児休業推進職	二七一、四〇〇円	二六二、八〇四円
調理業務専門職	一八〇、四〇〇円	一七四、六八八円

岐阜県知事部局職員定数規則の一部を改正する規則

岐阜県知事部局職員定数規則（昭和三十三年岐阜県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「前項」を「同条」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第一条関係）

区 分	定 数
知事直轄組織（秘書課及び広報課に限る。）	三五人
知事直轄組織（危機管理課、防災課及び消防課に限る。）	四七人
総 務 部	三三三人
総 務 部	三三三人
総 務 部	三〇七人
環 境 部	二〇人
環 境 部	七〇八人
健 康 部	二七八人
商工労働部（情報科学芸術大学院大学を除く。）	七一人
農 政 部	七一人
農 政 部	七一人
林 政 部	七一人
林 政 部	七一人
県 土 部	五九一人
県 土 部	五九一人
都市建築部（企業会計職員を除く。）	一四六人
都市建築部（企業会計職員を除く。）	一四六人
ぎ ぶ 局	一四四人
ぎ ぶ 局	一四四人
出 納 局	三一人
出 納 局	三一人
計	三、七二五人
情 報 科 学 部	三〇人
情 報 科 学 部	三〇人
都市建築部（企業会計職員に限る。）	五八人
都市建築部（企業会計職員に限る。）	五八人
計	八八人
合 計	三、八一三人

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十五号

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（昭和三十六年岐阜県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

（特地公署とされていた公署に勤務する技能職員等の特地勤務手当の月額等に関する経過措置）

2 この規則による改正前の岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則第六条第一項に規定する特地勤務手当を支給する公署に、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在勤している技能職員等には、この規則による改正後の岐阜県技能職員等の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までの間、特地勤務手当を支給する。

3 前項の規定により支給する特地勤務手当の月額は、特地勤務手当経過措置基礎額に百分の四を乗じて得た額に、施行日から平成二十四年三月三十一日までの間にあっては百分の百を、同年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間にあっては百分の七十を、同年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間にあっては百分の四十を乗じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた

額）とする。

4 前項の特地勤務手当経過措置基礎額は、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則（昭和三十三年岐阜県人事委員会規則第六号）第四十四条第三項の規定の例により定める日（岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成十年岐阜県人事委員会規則第五号）附則第二項の規定の例による場合にあっては、平成十年四月一日）に受けていた給料及び扶養手当の月額（以下この項において「当該定める日」に受けていた給料及び扶養手当の月額」という。）の合計額の二分の一に相当する額と施行日の前日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額（その額が当該定める日に受けていた給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額と現に受ける給料及び扶養手当の月額の合計額の二分の一に相当する額を合算した額を超えることとなる期間については、当該合算した額）とする。

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十六号

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県行政委員会等の職員に対する事務委任及び補助執行に関する規則（昭和三十七年岐阜県規則第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表地方教育機関（岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）第二条第二号に規定する地方機関である教育機関等をいう。以下この項において同じ。）の長の項第一号中「飛騨特別支援学校高山日赤分校」を、「飛騨特別支援学校高山日赤分校」に改め、「博物館にあってはミュージアムひだ」を削り、同表ミュージアムひだ館長の項から御嶽少年自然の家所長の項までを削る。

第三条の表教育長の項中第四十二号及び第四十三号を削り、第四十四号を第四十二号とし、第四十五号から第八十七号までを二号ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十七号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「部長」を「課長」に、「第十七条に規定する部長、組織規則第十九条に規定する出納事務局長並びに組織規則第二十二条に規定する秘書広報統括監及び危機管理統括監」を「第二十条第一項に規定する課長」に改める。

第七条中「一」を「いずれかに」に、「及び第四条」を「から第五条まで」に改め、同条を第八条とする。

第六条中「前三条」を「第三条から前条まで」に改め、同条を第七条とする。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(課長及び現地機関の長に対する共通的委任事項)

第三条 雇員(職員を補助する単純な業務等に従事するため雇用される者をいう。)の身分の得喪及び賃金その他の人事管理については、課長及び現地機関の長に処理させるものとする。

別表第一中「(第二条関係)」を「(第四条関係)」に改め、同表二の項第一号を次のように改める。

1 施行規則第五十七条の五の規定により所属職員(次に掲げる者を除く。)の勤労手当の成續率を決定すること。

(一) 職員の任用に関する規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号)別表行職職の表の本庁部長の欄、本庁次長の欄及び本庁課長の欄に掲げる職、同表研究職の表の試験研究機関の長の欄に掲げる職、同表医療職(一)の表の次長の欄及び主

任医長の欄に掲げる職、同表医療職(二)の表の部長の欄に掲げる職並びに同表医療職(三)の表の看護部長の欄に掲げる職にある者

(二) 情報科学芸術大学院大学、国際情報科学芸術アカデミー、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミーの学長の職にある者

別表第二中「(第三条関係)」を「(第四条関係)」に改める。

別表第三中「(第四条関係)」を「(第五条関係)」に改め、同表振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部四の項中「岐阜振興局長及び西濃振興局揖斐事務所長を除く」を「東濃振興局長、飛騨振興局長、中濃振興局中濃事務所長及び東濃振興局恵那事務所長に限る」に改め、同部八の項及び九の項中「不法投棄監視課及び地球環境課」を「清流の国さぶづくり推進課及び環境管理課」に改め、同部二十三の項第五号中「第十二条の七の七第五項」を「第十二条の七の十七第五項」に、「第十五条の二の四」を「第十五条の二の五」に改め、同号を同項第五十九号とし、同項中第四十九号を第五十八号とし、第四十一号から第四十八号までを九号ずつ繰り下げ、第四十号を第四十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

49 法第十五条の三の三第一項の規定により熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の認定申請を受けること。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部二十三の項第三十九号中「第十五条の二の六」を「第十五条の二の七」に改め、同号を同項第四十七号とし、同項第三十八号中「第十五条の二の五第一項」を「第十五条の二の六第一項」に改め、同号を同項第四十六号とし、同項第三十七号中「第十五条の二の四」を「第十五条の二の五」に改め、同号を同項第四十五号とし、同号の前に次の一号を加える。

44 法第十五条の二の二の規定により産業廃棄物処理施設の検査をすること。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部二十三の項中第三十六号を第四十三号とし、第二十四号から第三十五号までを七号ずつ繰り下げ、同項第二十三号中「第十二条の三第六項」を「第十二条の三第七項」に改め、同号を同項第三十号とし、同項第二十二号中「第十二条の二第十項」を「第十二条の二第十一項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に、「同条第九項」を「同条第十一項」に改め、同号を同項第二十九号とし、同項第二十一号中「第十二条の二第九項」を「第十二条の二第十項」に改め、同号を同項第二十八号とし、同項第二十号中「第十二条の二第八項」を「第十二条の二第十項」に改め、同号を同項第二十七号とし、同項第十九号中「第十二条第九項」を「第十二条第十一項」に、「同条第七項」を「同条第九項」に、「同条第八項」を

「同条第十項」に改め、同号を同項第二十四号とし、同号の次に次の二号を加える。

25 法第十二条の二第三項の規定により特別管理産業廃棄物の保管等の届出を受けること。

26 法第十二条の二第四項の規定により特別管理産業廃棄物の保管を行った事業者からの届出を受けること。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部二十三の項第十八号中、「第十二条第八項」を、「第十二条第十項」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項第十七号中、「第十二条第七項」を、「第十二条第九項」に改め、同号を同項第二十二号とし、同号の前に次の二号を加える。

20 法第十二条第三項の規定により産業廃棄物の保管等の届出を受けること。

21 法第十二条第四項の規定により産業廃棄物の保管を行った事業者からの届出を受けること。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部二十三の項第十六号を第十九号とし、第十五号を第十八号とし、第十四号を第十七号とし、同項第十三号中、「第九条の第三十項」を、「第九条の第三十一項」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十二号中、「第九条の第三九項」を、「第九条の第三十項」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十号中、「第九条の第三八項」を、「第九条の第三九項」に改め、同号を同項第十四号とし、同項第十号中、「第九条の第三七項」を、「第九条の第三八項」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第九号を第十二号とし、第八号を第十一号とし、第七号を第十号とし、同項第六号中、「第十五条の二の五第三項」を、「第十五条の二の六第三項」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の二号を加える。

8 法第九条の二の第三第二項の規定により一般廃棄物の最終処分場の状況を確認すること。

9 法第九条の二の四第一項の規定により熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の認定申請を受けること。

別表第三振興局長及び振興局に置かれる事務所の長の部二十三の項第五号中、「第九条の第三十項」を、「第九条の第三十一項」に、「第十五条の二の五第三項」を、「第十五条の二の六第三項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号中、「第九条の第三十項」を、「第九条の第三十一項」に、「第十五条の二の五第三項」を、「第十五条の二の六第三項」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

3 法第八条の二の二の規定により一般廃棄物処理施設の検査をすること。

別表第三振興局長及び西濃振興局揖斐事務所長の部現地機関の長の欄中、「及び西濃振興局揖斐事務所長」を、「西濃振興局揖斐事務所長及び中濃振興局中濃事務所長」に改め、同表保健所長の部十七の項第五号中、「第三条の第三二項」を、「第三条の第三三項」に改め、同部二十一の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同部二十三の項第九号中、「第五十四条から第五十六条まで」を「第五十五条及び第五十六条」に改め、同部中三十八の項を削り、三十九の項を三十八の項とし、四十の項を三十九の項とし、同表農林事務所長の部中三の項を削り、四の項を三の項とし、五の項から二十六の項までを一項ずつ繰り上げ、同部に次のように加える。

二十六 地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号。以下この項中「法」という。)の施行に関する事務	1 法第八条第一項の規定による標識を設置すること。 2 法第十六条第一項の規定により地すべり防止工事のため、他人の土地に立ち入り又は一時使用すること。 3 法第十八条第一項及び第三項の規定により同条第一項各号に掲げる行為を許可し、及び必要な条件を附すること。 4 法第二十条第二項の規定により国又は地方公共団体からの協議に応ずること。 5 法第二十一条第一項及び第二項の規定により監督処分をすること。 6 法第二十五条の規定により立ち退くべきことを指示し、及び警察署長にその旨を通知すること。 7 知事が管理する地すべり防止施設の用に供している土地(国有地及び県有地に限る。)と隣地の境界を確定すること。
---	--

別表第三土木事務所長の部九の項中、「昭和三十三年法律第三十号。」を削り、同部十の項第一号中、「岐阜メモリアルセンター」及び「岐阜県軽スポーツ研修センター」を、「及び岐阜メモリアルセンター」に改め、同表建築事務所長の部一の項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を削り、第五号を第二号とし、第六号を第三号とし、同部十七の項第一号中、「第四十八条第一項」を、「第四十九条第一項」に改め、同表流域浄水事務所長の部三の項第一号中、「第十二条第七項」を、「第十二条第九項」に改め、同項第二号中、「第十二条第八項」を、「第十二条第十項」に改め、同部五の項第一号中、「第七条第二項」を、「第七条第三項」に改め、同項第二号中、「第七条第三項」を、「第七条第四項」に改め、同部八の項を九の項とし、七の項の次に次のように加える。

八 岐阜県地球温暖化防止基本条例（以下この項中「条例」という。）の施行に関する事務	1 条例第十二条の規定により温室効果ガス排出削減計画書の作成及び提出をすること。 2 条例第十三条の温室効果ガス排出削減計画実績報告書の作成及び提出をすること。
---	---

別表第四中「(第五条関係)」を「(第六条関係)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県職員に対する子ども手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十八号

岐阜県職員に対する子ども手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

岐阜県職員に対する子ども手当等の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則（昭和四十六年岐阜県規則第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に、「平成二十一年度における子ども手当の支給に関する法律施行令」を「平成二十一年度等における子ども手当の支給に関する法律施行規則」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律施行規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第二十九号

岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県知事の職務を代理する順序に関する規則（平成七年岐阜県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

本則中「西藤公司副知事」を「淵上俊則副知事」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則（平成十八年岐阜県規則第四十六号）の一部を次のように改正する。

「第二款 岐阜県東京事務所（第六十条 第六十二条）」

「第三款 削除」を「第二款 岐阜県東京事務所（第六十条 第六十二条）」に改める。

「第四款 岐阜県職員研修所（第六十七条 第六十九条）」

「第五款 岐阜県歴史資料館（第七十条・第七十一条）」を「第四款 岐阜県職員研修所（第六十条 第六十二条）」に改める。

「第六款 岐阜県歴史資料館（第六十三条・第六十四条）」

「第七款 岐阜県東京事務所（第六十五条 第六十七条）」

「第八款 削除」を「第五款 岐阜県職員研修所（第六十条 第六十二条）」に改める。

第五条の表財政課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、同表行政改革課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同表管財課の項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 指定管理者制度に関すること。

第六条第一項の表総合政策課の項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 東京事務所に関すること。

第六条第一項の表情報企画課の項第八号及び第九号を削り、同表研究開発課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 ぎふ技術革新センターの運営に関すること。

第六条第一項の表研究開発課の項中第七号を第六号とし、同項第八号中、「保健環境研究所を除く。」及び「及び人事の総括」を削り、「関すること」の下に、「(他の所掌に属するものを除く。)」を加え、同号を同項第七号とし、同表国際課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第十号までを二号ずつ繰り上げ、同表観光・ブランド振興課の項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 飛騨・美濃じまん運動に関すること。

第六条第一項の表観光・ブランド振興課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする。

第七条第一項の表環境生活政策課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、第十八号を削り、第十七号を第十八号とし、第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、同号の前に次の二号を加える。

十四 地域コミュニティ対策の企画調整に関すること(他の所掌に属するものを除く。)

十五 地域コミュニティの支援に関すること(他の所掌に属するものを除く。)

第七条第一項の表廃棄物対策課の項第九号中、「の企画立案」を削り、同号を同項第十号とし、同項第八号の次に次の一号を加える。

九 廃棄物の不適正処理対策に関すること。

第七条第一項の表不法投棄監視課の項を次のように改める。

清流の国ぎふづくり推進課

- 一 地球温暖化対策に関すること。
- 二 清流の国ぎふづくりの推進に関すること。
- 三 自然環境の保全に関すること。
- 四 自然公園に関すること。
- 五 東海自然歩道及び中部北陸自然歩道に関すること。
- 六 生物多様性の保全に関すること。
- 七 鳥獣保護及び狩猟に関すること。

第七条第一項の表地球環境課の項中「地球環境課」を「環境管理課」に改め、第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号から第七号までを三号ずつ繰り上げ、第八号を削り、第九号を第五号とし、第十号を第六号とし、第十一号から第十三号までを削り、第十四号を第七号とし、第十五号を削り、同表人づくり文化課の項第二号中「及び専修学校並びに」を「並びに専修学校及び」に改め、同条第二項中「地球環境課に」を「環境生活政策課に」に、「清流の国ぎふづくり推進室」を「地域安全室」に、「地球環境課の項第一号から第三号まで、第九号、第十一号から第十三号まで及び第十五号」を「環境生活政策課の項第十四号から第十八号まで」に改める。

第八条第一項の表健康福祉政策課の項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同表医療整備課の項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の三号を加える。

十二 地域医療対策に関すること。

十三 地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院の整備に関すること。

十四 障がい児療育の拠点整備に関すること。

第八条第一項の表地域福祉国保課の項第十二号中「財団法人愛のともしび基金(昭和五十一年三月十五日に財団法人愛のともしび基金という名称で設立された法人をいう。)」を「愛のともしび基金」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 医療整備課に本庁課内室として地域医療推進室を置き、前項の表医療整備課の項第十二号から第十四号までに掲げる事務を分掌させる。

第九条の表商工政策課の項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 電子商取引の推進に関すること。

第九条の表商工政策課の項中第十二号を削り、第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 新産業の育成に関すること。

第九条の表商工政策課の項中第十六号を第十七号とし、第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 産業技術センター、機械材料研究所、情報技術研究所、セラミックス研究所及び生活技術研究所に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

第九条の表モノづくり振興課の項中第九号を第十一号とし、第八号を第十号とし、第七号の次に次の二号を加える。

八 中小企業のビジネスモデルの改革に関すること。

九 販路開拓及び商品開発に関すること。

第九条の表商業流通課の項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 岐阜県ブランド戦略に関すること。

七 県産品のブランド化支援及び販売促進に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

第九条に次の二項を加える。

2 商工政策課に本庁課内室として次世代エネルギー・産業技術推進室を置き、前項の表商工政策課の項第九号から第十二号まで及び第十五号に掲げる事務を分掌させる。

3 モノづくり振興課に本庁課内室としてビジネス改革推進室を置き、第一項の表モノづくり振興課の項第八号及び第九号に掲げる事務を分掌させる。

第十条第一項の表農政課の項第四号中「から第八号まで」を削り、同項第六号から第八号までを次のように改める。

六 農業協同組合等の監督に関すること。

七 農事組合法人の監督に関すること。

八 水産業協同組合の監督に関すること。

第十条第一項の表農政課の項中第九号から第十一号までを削り、第十二号を第九号とし、第十三号を第十号とし、第十四号を第十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

十二 農業技術センター、中山間農業研究所、畜産研究所及び河川環境研究所に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

第十条第一項の表農政課の項中第十五号を第十三号とし、第十六号を第十四号とし、第十七号を第十五号とし、同項の次に次のように加える。

農産物流通課

- 一 農産物の海外輸出及び広域流通に関すること。
- 二 関西方面における農産物の情報に関すること。
- 三 卸売市場に関すること。
- 四 農産物の地産地消に関すること。
- 五 食農教育に関すること。
- 六 六次産業化に関すること。

第十条第一項の表農業振興課の項中「農業振興課」を「農業経営課」に改め、同項第一号中「農業会議及び農業委員会」を「協同農業普及事業等」に改め、同項第二号及び第三号を削り、第四号を第一号とし、第五号を第三号とし、第六号及び第七号を削り、第八号を第四号とし、第九号を第五号とし、同項第十号中「中山間地域農業の振興」を「農業大学校」に改め、同号を同項第六号とする。

第十条第一項の表検査監督課の項及び農業技術課の項を削り、同表農産園芸課の項中第六号を削り、同項第五号中「国際園芸アカデミー」を「病害虫防除所及び国際園芸アカデミー」に改め、同号を同項第九号とし、同項中第四号を第八号とし、第三号を第七号とし、同号の前に次の一号を加える。

六 米穀の用途に関すること。

第十条第一項の表農産園芸課の項中第二号を第五号とし、第一号を第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 環境保全型農業の推進に関すること。

二 肥料の取締り、検査及び土壌保全に関すること。

三 植物防疫及び農薬の取締りに関すること。

第十条第一項の表水産課の項第七号を削り、同表農地計画課の項を次のように改める。

農村振興課

- 一 農村地域の環境保全に関すること。
- 二 農地及び農業用施設の保全管理に関すること。
- 三 農山村と都市との交流の促進に関すること。
- 四 鳥獣被害対策に関すること。
- 五 耕作放棄地対策に関すること。
- 六 中山間地域農業の振興に関すること。
- 七 農業会議及び農業委員会に関すること。
- 八 農業者年金に関すること。

九 農地の利用その他土地の農業上の利用関係の調整に関する
こと。

第十条第一項の表農地整備課の項中第五号及び第六号を削り、第七号を第十二号とし、第四号を第十一号とし、第一号から第三号までを七号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第七号までとして次の七号を加える。

- 一 農業農村整備事業の計画及び調整に関すること。
- 二 農業農村整備事業の調査に関すること。
- 三 国営土地改良事業等に関すること。
- 四 土地改良財産の管理に関すること。

五 土地改良区等の設立認可及び指導監督並びに土地改良事業計画等に係る認可等に関すること。

六 農村振興GISに関すること。

七 農業農村整備事業に係る建設技術・積算基準等に関すること。

第十条第一項の表農地整備課の項に次の一号を加える。

十三 飛驒エアパークに関すること。

第十条第二項中「第十二号」を「第九号」に改める。

第十一条の表林政課の項中第十九号を第二十号とし、第十八号を第十九号とし、第十七号の次に次の一号を加える。

十八 森林研究所に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

第十一条の表森林整備課の項第十号中「所屬」を「所掌」に改める。

第十二条第一項の表建設政策課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り上げ、同表技術検査課の項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 建設事業に係る入札制度に関すること。

第十三条の表街路公園課の項第五号中「まちづくり交付金事業」を「都市再生整備計画事業」に改め、同項第九号中「財団法人花の都ぎふ花と緑の推進センター」の下に「（平成三年四月一日に財団法人花の都ぎふ花と緑の推進センターという名称で設立された法人をいう。）」を加え、「（農産園芸課の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第十三条の二の表総務企画課の項第三号中「国体」を「ぎふ清流国体」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「国体」を「ぎふ清流国体」に、「この表において「全国障害者スポーツ大会」を「ぎふ清流大会」に改め、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 ぎふ清流国体・ぎふ清流大会実行委員会に関すること。

第十三条の二の表施設調整課の項第一号中「国体」を「ぎふ清流国体」に改め、同項第二号及び第三号中「国体」を「ぎふ清流国体及びぎふ清流大会」に改め、同項第四号中「国体及び全国障害者スポーツ大会」を「ぎふ清流国体及びぎふ清流大会」に改め、同表競技式典課の項第一号中「国体」を「ぎふ清流国体」に改め、同項第二号中「国体」を「ぎふ清流国体及びぎふ清流大会」に改め、同表競技力向上対策課の項第一号中「国体」を「ぎふ清流国体」に改め、同表ぎふ清流大会推進課の項第一号中「全国障害者スポーツ大会」を「ぎふ清流大会」に改める。

第十八条第一項中「商工労働部及び農政部」を「健康福祉部、農政部、林政部及びぎふ清流国体推進局」に改め、同条第二項中「農政部」を「健康福祉部、農政部及び林政部」に改める。

第二十条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 総務企画課にあつては、総括管理監一人を置き、うち一人は、上司の命を受け、ぎふ清流国体及びぎふ清流大会の企画に関し特に命ぜられた事務について課長を補佐する。

第二十四条の表総合企画部の部研究開発総括監の項を削り、同表環境生活部の部次長（少子化対策担当）の項中「少子化対策担当」を「男女共同参画・少子化対策担当」に、「少子化対策の」を「男女共同参画、青少年対策及び少子化対策の」に改め、同表健康福祉部の部を削る。

第二十六条の表危機管理課の部に次のように加える。

防災対策監	一人	上司の命を受け、防災に関し特に命ぜられた事務を処理する。
-------	----	------------------------------

第二十六条の表防災課の部航空管理監の項を削り、同部の次に次のように加える。

人事課	人材活用	一人	上司の命を受け、職員育成及び活用に関し特に命ぜられた事務を処理する。
対策監			

第二十六条の表職員厚生課の部の次に次のように加える。

管財課	固有施設	一人	上司の命を受け、岐阜総合庁舎旧館の保存その他特に命ぜられた事務を処理する。
管理監			

施設改革
企画監 一人
上司の命を受け、岐阜総合庁舎の入居団体及び機
関の移転並びに県有施設の指定管理に関し特に命ぜ
られた事務を処理する。

第二十六条の表研究開発課の部を削り、同表環境生活政策課の部を次のように改める。
廃棄物対
策課 不法投棄
監視監 一人
上司の命を受け、産業廃棄物の不適正処理に関し
特に命ぜられた事務を処理する。

第二十六条の表清流の国ぎふづくり推進室の部中、「清流の国ぎふづくり推進室」を
「清流の国ぎふづくり推進課」に改め、同部の次に次のように加える。

少子化対
策課 少子化対
策企画監 一人
上司の命を受け、少子化対策の推進に関し特に命
ぜられた事務を処理する。

第二十六条の表医療整備課の部医師確保対策監の項を削り、同部の次に次のように加
える。

地域医療
推進室 総合療育
企画監 一人
上司の命を受け、障がい児療育の推進その他特に
命ぜられた事務を処理する。

第二十六条の表商工政策課の部及び企業誘致課の部を削り、同表中

総括 一人
上司の命を受け、部内の技術の総合調整に関し特
に命ぜられた事務を処理する。

農政課	
農	技
企	監

術総括 一人
上司の命を受け、部内の技術の総合調整に関し特
に命ぜられた事務を処理する。

業研究 一人
上司の命を受け、農業に関する研究の推進その他
特に命ぜられた事務を処理する。

画監

松競馬支援室の部競馬監督監の項の前に次のように加える。

競馬支援監 一人
上司の命を受け、笠松競馬の支援その他特に命ぜられ

た事務を処理する。

第二十六条の表農業技術課の部中「農業技術課」を「農業経営課」に改め、同部の次
に次のように加える。

農村振興
策監 鳥獣害対
策監 一人
上司の命を受け、鳥獣被害対策に関し特に命ぜら
れた事務を処理する。

第二十六条の表農地計画課の部中「農地整備課」に改め、同表建設
政策課の部入札制度・建設業企画監の項中「入札制度・建設業企画監」を「建設業企画
監」に改め、「入札制度」を削り、同表技術検査課の部建設技術企画監の項中「建設
技術」を「入札制度及び建設技術」に改め、同表林政課の部検査監の項中「十三人」を
「十五人」に改め、同部副検査監の項中「四人」を「二人」に改め、同表総務企画課の
部中「国体」を「ぎふ清流国体及びぎふ清流大会」に改め、同表施設調整課の部施設調
整企画監の項中「国体競技施設整備」を「ぎふ清流国体の競技施設整備」に改め、同部
交通対策監の項中「国体」を「ぎふ清流国体及びぎふ清流大会」に改め、同部の次に次
のように加える。

競技式典 課 式典運営 企画監 一人 上司の命を受け、ぎふ清流国体及びぎふ清流大会 の開会式及び閉会式の企画その他特に命ぜられた事 務を処理する。	ぎふ清流 大会推進 大会運営 企画監 一人 上司の命を受け、ぎふ清流大会の企画その他特に 命ぜられた事務を処理する。
--	--

第三十条の表廃棄物対策課の部の次に次のように加える。

清流の 国ぎふ づくり 推進課 岐阜県自然環 境保全審議会 岐阜県自然環境保全条例（昭和四十七年岐阜県条例第 十七号）の規定によりその権限に属させられた事項に 関する事務
--

第三十条の表地球環境課の部中「地球環境課」を「環境管理課」に改め、岐阜県自然
環境保全審議会の項を削り、同表農政課の部岐阜県卸売市場審議会の項を削り、同部の
次に次のように加える。

農産物 岐阜県卸売市 岐阜県卸売市場条例（昭和四十六年岐阜県条例第三十

流通課	場審議会	五号()の規定によりその権限に属させられた事項に關する事務
-----	------	--------------------------------

第三十条の表農業振興課の部中「農業振興課」を「農業経営課」に改める。
 第三十一条中「及び福祉課」を「福祉課及び産業労働課(東濃振興局に限る。)」に改める。

第三十二条第二項中「西濃振興局揖斐事務所に限る」を「東濃振興局恵那事務所を除く」に改める。

第三十三条の表一の項第十四号中「岐阜振興局を除く」を「東濃振興局、飛騨振興局、中濃振興局中濃事務所及び東濃振興局恵那事務所に限る」に改め、同項第二十号中「、地場産業及び情報産業」を削り、同項第二十三号中「、関すること」の下に「(東濃振興局を除く。次号から第三十二号までにおいて同じ。)」を加え、同項第三十二号を第三十三号とし、第二十四号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第二十三号の次に次の一号を加える。

24 地場産業及び情報産業の振興に関する事。
 第三十三条の表に次のように加える。

五 産業労働課	1 一の項第二十三号から第三十二号までに掲げる事務
---------	---------------------------

第三十五条第二項中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改める。
 第四十条の表一の項第四号中「、関すること」の下に「(関保健所を除く。次号から第九号までにおいて同じ。)」を加え、同表三の項第十三号中「関保健所」を「中濃保健所」に改め、同項に次の一号を加える。

15 一の項第四号から第九号までに掲げる事務(関保健所に限る。)

第四十五条第一項の表二の項第六号中「三の項各号」を「四の項各号」に改め、同条第二項中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第四十七条中「第六条第一項」を「第五条第一項」に改める。

第四十九条第一項中「第七条第一項」を「第六条第一項」に改める。

第五十一条の表一の項第一号中「第十七号」を「第十六号」に改め、同項第二号中「及び大垣土木事務所」を削る。

第五十二条中「第八条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第五十四条第二項の表中十一の項を削り、十の項を十一の項とし、一の項から九の項までを一項ずつ繰り下げ、同表に一の項として次のように加える。

岐阜県保健環境研究所	各務原市
------------	------

第五十五条第一項の表中十一の項を削り、十の項を十一の項とし、九の項を十の項とし、同表八の項第四号中「の生産販売」を「並びに乳用牛雌胚ヒツの生産譲渡」に改め、同項第五号中「種鶏」を「種牛、種豚、種鶏」に、「払下げ」を「生産譲渡」に改め、同項を同表九の項とし、同表中七の項を八の項とし、三の項から六の項までを一項ずつ繰り下げ、同表一の項第一号中「機械・金属関連産業」を「工業(機械・金属及び航空機等の成長産業に関する製造業をいう。以下この項において同じ。)」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「機械・金属関連産業」を「工業」に改め、同項第五号中「機械・金属関連産業」を「工業」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加え、同項を同表三の項とする。

5 ぎふ技術革新センターに関する事。
 第五十五条第一項の表中一の項を二の項とし、同項の前に次のように加える。

一 保健環境研究所	1 保健衛生及び環境に関する検査及び測定に関する事。 2 保健衛生及び環境に関する試験研究及び調査に関する事。 3 保健衛生及び環境に関する情報の収集、解析及び提供に関する事。 4 保健衛生及び環境に関する技術指導及び研修に関する事。 5 前各号に掲げるもののほか、保健衛生及び環境に関する技術の向上に関する事。
-----------	--

第五十六条第一項中「産業技術センター、農業技術センター、畜産研究所、河川環境研究所及び保健環境研究所」を「保健環境研究所、産業技術センター、農業技術センター及び畜産研究所」に改め、同条第二項の表中十一の項を削り、十の項を十一の項とし、三の項から九の項までを一項ずつ繰り下げ、同表一の項中「機械研究部」を「機械・電子研究部」に、「電子応用研究部」を「先端加工研究部」に改め、同項を同表三の項とし、同表一の項中「総合支援・環境技術部、応用化学研究部」を「環境・化学研究部」に改め、同項を同表二の項とし、同項の前に次のように加える。

一 保健環境研究所	保健科学部、生活科学部、環境科学部、食品安全検査センター
-----------	------------------------------

第四章第三節第一款から第五款までを次のように改める。

第一款 岐阜県職員研修所

(設置)

第六十条 職員の研修に関する条例(昭和二十六年岐阜県条例第三号)第四条の規定により、岐阜市に岐阜県職員研修所を設置する。

(課の設置)

第六十一条 職員研修所に研修課を置く。

(課の分掌事務)

第六十二条 前条に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課	分掌事務
研修課	1 所内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。 2 県有財産及び物品の管理に関すること。 3 研修計画の企画及び実施に関すること。 4 研修受講者に対する教授及び指導に関すること。

第三款 岐阜県歴史資料館

(設置)

第六十三条 県の歴史、民俗及び行政に関する資料の収集、保存及び研究に関する事務を行うため、岐阜市に岐阜県歴史資料館を設置する。

(所掌事務)

第六十四条 歴史資料館の所掌事務は、県の歴史、民俗及び行政に関する資料の収集、保存及び研究に関することとする。

2 前項に規定するもののほか、歴史資料館において処理する事務は、次のとおりとする。

一 館内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。

二 県有財産及び物品の管理に関すること。

第四款 岐阜県東京事務所

(設置)

第六十五条 県政に関する連絡、調査その他必要な事務を行うため、東京都に岐阜県東京事務所を設置する。

(課の設置)

第六十六条 東京事務所に総務課を置く。

(課の分掌事務)

第六十七条 前条に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課	分掌事務
総務課	1 県政に関連のある情報及び資料の収集提供及び調査に関すること。 2 所内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。 3 県有財産及び物品の管理に関すること。

第五款 削除

第六十八条から第七十一条まで 削除

第一百二条の表相談判定課の項第七号を削る。

第一百二条第二項中「総務課」を「教務課」に改める。

第一百三十一条の表一の部を次のように改める。

一 事務局	教務課
	1 教育に関すること。 2 学生募集及び入学試験に関すること。 3 学生の入学、退学、卒業その他身分取扱に関すること。 4 教育機器の運用及び教材に関すること。 5 共同研究等に関すること。 6 学生の就職指導及び学生生活に関すること。 7 客員芸術家及び留学生に関すること。 8 図書館に関すること。 9 産業文化研究センターに関すること。

第一百三十二条第二項各号を次のように改める。

一 学内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。

二 県有財産及び物品の管理に関すること。

三 教職員及び学生の福利厚生に関すること。

四 教授会に関すること。

五 学内の他の所掌に属さない事務に関すること。

六 国際情報科学芸術アカデミーの予算の執行及び会計事務(収入を除く。)に関すること。

第一百四十一条第二項中「総務課」を「教務課」に改める。

第百十五条第一項の表を次のとおり改める。

課	分	掌	事	務
教務課	1	教育の実施計画に関すること。		
	2	学生の退学、卒業その他身分取扱いに関すること。		
	3	教育機器の運用及び教材に関すること。		
	4	共同研究等に関すること。		
	5	学生の就職指導に関すること。		
	6	留学生に関すること。		

第百十五条第二項各号を次のように改める。

- 一 学内の庶務及び収入に関すること。
 - 二 県有財産及び物品の管理に関すること。
 - 三 教職員及び学生の福利厚生に関すること。
 - 四 学内の他の所掌に属さない事務に関すること。
- 第百十七条第二項中、「教務課」を「教務・開発援助課」に、「訓練第二課及びび開発援助課」を「及び訓練第二課」に改める。
- 第百十八条第一項の表一の部教務課の項中「教務課」を「教務・開発援助課」に改め、同項に次の三号を加える。
- 4 在職者職業訓練に関すること。
 - 5 職業訓練委託に関すること。
 - 6 前二号に掲げるもののほか、職業能力開発の援助に関すること。
- 第百十八条第一項の表二の部開発援助課の項を削る。
- 第百六十条の表中七の項を九の項とし、四の項から六の項までを二項ずつ繰り下げ、同表三の項中「及び大垣土木事務所」を「大垣土木事務所、美濃土木事務所及びび下呂土木事務所」に改め、同項を同表五の項とし、同表中二の項を四の項とし、一の項の次に次のように加える。

二 中濃振興局中濃事務所	副所長
三 関係保健所	副所長

第百七十一条の表中十一の項を十二の項とし、三の項から十の項までを一項ずつ繰り下げ、二の項の次に次のように加える。

三 東京事務所	企業誘致監	一人	上司の命を受け、企業誘致に関し、特に命ぜられた事務を処理する。
---------	-------	----	---------------------------------

この規則は、公布の日から施行する。

訓令 甲

岐阜県訓令甲第一号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「の表五の項」、「組織規則第六十二條第一項の表二の項に規定する部長及び室長」及び「の表一の項から五の項まで」を削り、「組織規則第七十條第一項」を「組織規則第六十六條第一項及び第七十條第一項」に改め、同条第十六号中「の表七の項」及び「の表五の項から八の項まで」を削る。

別表第二六の項部長専決事項の欄第四号中「次号において同じ。」を削り、同欄第五号中「第三十七條の三第二項」の下に「（同条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同項課長専決事項の欄第四号中「次号において同じ。」を削り、同欄第五号中「第三十七條の三第二項」の下に「（同条第三項において準用する場合を含む。）」を加え、同表三十の項部長専決事項の欄第一号中「第四編」を「第三編」に改める。

別表第三人事課の表六の項事務の種類欄中「平成二十二年度における子ども手当の

<p>八 岐阜県埋立て等の規制に関する条例(平成十八年条例)</p>	<p>1 条例第八條第二項及び第三項、第二十一條、第二十二條並</p>	<p>1 部長専決事項を除く条例及び規則の施行に関する</p>	<p>支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改め、同表八の項課長専決事項の欄中、「第十二條の一」を「第十三條」に改め、同表九の項部長専決事項の欄第十号中、「号」の下に、「第二條第二号の職員」の指定及び「を」を加え、同項課長専決事項の欄第五号中、「第二條第三項(第三條第二項において準用する場合を含む。）」の勤務時間等の割振り」を「第四條の勤務時間及び休憩時間」に改め、同欄第六号中、「岐阜県職員初任給、昇給、昇格等の規則」を「岐阜県職員初任給、昇格、昇給等の規則」に改める。</p> <p>別表第三総務事務センターの表二の項事務の種類欄中、「平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律」を「平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律」に改める。</p> <p>別表第三市町村課の表十七の項中、「市町村の合併の特例等に関する法律」を「市町村の合併の特例に関する法律」に改める。</p> <p>別表第三研究開発課の表一の項課長専決事項の欄中、「事務」の下に、「のうち試験研究に関する事務」を加える。</p> <p>別表第三地域振興課の表四の項を削る。</p> <p>別表第三環境生活政策課の表五の項部長専決事項の欄第一号中、「第四條第二項」を「第四條第三項」に改め、同表六の項部長専決事項の欄第二号中、「公正取引委員会」を「内閣総理大臣」に改める。</p> <p>別表第三廃棄物対策課の表二の項部長専決事項の欄に次の二号を加える。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法第十二條の六第二項の公表 2 法第十二條の六第三項、第十九條の五第一項及び第十九條の六第一項の措置命令 <p>別表第三廃棄物対策課の表二の項課長専決事項の欄第一号中、「決定等」の下に、「及び部長専決事項」を加え、同表七の項部長専決事項の欄中第四号を第六号とし、第一号から第三号までを二号ずつ繰り下げ、同欄に第一号及び第二号として次の二号を加える。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例第十九條第一項の勧告 2 条例第十九條第二項の公表 <p>別表第三廃棄物対策課の表中九の項を十の項とし、八の項を九の項とし、七の項の次に次のように加える。</p>
			<p>例第四十七号。以下この項中、「条例」という。及び岐阜県埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成十八年規則第二百八号。以下この項中、「規則」という。）」の施行事務</p> <p>別に第二十六條の措置命令</p> <p>する事務</p>
<p>事務の種類</p>	<p>副知事専決事項</p>	<p>部長専決事項</p>	<p>別表第三不法投棄監視課の表を次のように改める。 清流の国ぎぶづくり推進課</p>
<p>1 自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号。以下この項中、「法」という。)</p> <p>及び自然公園法施行令(昭和三十三年政令第二百九十八号。以下この項中、「令」という。)</p> <p>の施行事務</p>	<p>1 法第七條第二項及び第八條第二項の公園計画に係る申出</p> <p>2 法第九條第二項の公園事業の決定及び同條第四項(法第九條第五項において準用する場合を含む。)</p> <p>の公園事業に係る公示</p> <p>3 法第十六條第三項の公園事業の執行の認可</p> <p>4 法第十六條第四項において準用する法第十條第六項の公園事業の認可事項の変更に係る認可等</p> <p>5 法第十六條第四項において準用する法第十條第十項の公園事業の認可及び認可事項の変更の認可</p>	<p>1 知事決裁事項である法第五條第二項の固定公園の区域の指定の申出及び法第六條第二項の固定公園の指定の解除等に係る意見の申出並びに部長専決事項を除く法及び令の施行に関する事務</p>	

<p>二 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下この項中「法」という。） 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令（平成十四年政令第三百九十一号。以下この項中「令」という。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年省令第二十八号。以下この項</p>	
<p>2 法第七條第四項（法第十二條第五項及び第十四條第三項において準用する場合を含む。）の公聴会の開催及び法第七條第五項の環境大臣への協</p>	<p>措置命令 23 法第五十二條第一項の公園管理団体の指定の取消し及び同條第二項の公示 24 法第五十八條の受益者負担の決定及び法第五十九條の原因者負担の決定 25 法第六十七條第二項の特別地域、特別保護地区又は利用調整地区の指定等に係る関係行政機関の長との協議 26 法第七十九條第一項の県立自然公園の特別地域又は利用調整地区の指定等に係る協議</p>
<p>1 知事決裁事項である法第四條第一項の鳥獣保護事業計画の策定、部長専決事項及び別表第四項に掲げる専決事項を除く法、令及び省令の施行に関する事務</p>	
<p>12 法第四十一條の狩 11 法第三十四條第一項の休猟区及び法第三十五條第一項の銃獵禁止区域又は銃獵制限区域の指定 10 法第三十一條第一項の職員による立入検査 9 法第二十九條第七項第四号の特別保護指定区域の指定 8 法第二十九條第七項の支障がないと認められる行為の指定 7 法第二十九條第一項の特別保護地区の指定及び同條第三項の解除並びに同條第四項及び第五項において準用する法第十二條第三項の環境大臣への協議 6 法第二十八條第一項の鳥獣保護区の指定及び同條第八項の解除 5 法第十五條第一項の指定獵法禁止区域の指定 4 法第十四條第一項の特定鳥獣の捕獲の期間の延長又は同條第二項の禁止又は制限の解除 3 法第十二條第二項の狩獵鳥獣の捕獲等の禁止又は制限</p>	

<p>三 岐阜県立自然公園条例（昭和三十九年条例第四十五号。以下この項中「条例」という。）及び岐阜県立自然公園条例施行規則（昭和四十年規則第二十一号。以下この項中「規則」</p>	
<p>1 条例第四条第一項の自然公園の指定に係る自然環境保全審議会（以下この項中「審議会」という。）への諮問並びに条例第五条第一項の指定の解除及び区域の変更に係る審議会への諮問</p>	<p>13 猟免許試験の実施 法第五十条第一項の試験の停止及び合格の決定の取消し並びに同条第三項の受験の禁止 14 法第五十二条第一項の狩猟免許の取消し及び同条第二項の効力の停止 15 法第六十三条の狩猟者登録の抹消 16 法第六十四条の狩猟者登録の取消し又は効力の停止 17 法第六十八条第一項の猟区の管理の認可、法第七十一条第一項の猟区管理規程の変更の認可及び法第七十二条第一項の認可の取消し 18 法第七十三条第二項において準用する同条第一項の猟区の維持管理に関する事務の委託及び審議会への諮問</p>
<p>1 知事決裁事項である条例第四条第一項の自然公園の区域の指定及び同条第二項の公示並びに条例第五条第一項の指定の解除及び同条第二項において準用す</p>	
<p>という。）の施行 事務</p>	
<p>10 条例第九条第一項の特別地域の指定及び同条第三項において準用する条例第四条第二項の公示 9 条例第八条の六の原状回復等の命令 8 条例第八条の五第三項の公園事業の執行の認可の取消し 7 条例第八条の二の改善命令 5 条例第八条第三項の一部執行の認可及び同条第十項の条件の付加 4 条例第七条の二第一項の公園事業に係る審議会からの意見の聴取及び決定並びに同条第二項の公示（これらの規定を同条第三項で準用する場合を含む。）</p>	<p>2 条例第六条第一項の公園計画に係る関係市町村及び審議会からの意見の聴取並びに決定並びに同条第二項の公示 3 条例第七条第一項の公園計画の廃止及び変更に係る関係市町村及び審議会からの意見の聴取並びに決定並びに同条第二項の公示 2 条例第六条第一項の公園計画に係る関係市町村及び審議会からの意見の聴取並びに決定並びに同条第二項の公示</p>
	<p>る条例第四条第二項の公示並びに部長専決事項を除く条例及び規則の施行に関する事務</p>

<p>四 岐阜県自然環境保全条例(昭和四十七年条例第十七号。以下この項中「条例」という。)の施行事務</p>	
<p>11 条例第二十一条第一項の集団施設地区の指定及び同条第二項において準用する条例第四条第一項の公示</p> <p>1 条例第十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の基本方針に係る自然環境保全審議会(以下この項中「審議会」という。)への諮問</p> <p>2 条例第十四条第三項の自然環境保全地域の指定に係る関係市町村長等との協議等、同条第四項の公告及び同条第六項の公聴会の開催(条例第二十六条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)</p> <p>3 条例第十五条の保全計画の策定、廃止及び変更(関係市町村長等との協議、公示等を含む。)</p> <p>4 条例第十五条の第二項の保全事業の一部執行に係る協議</p> <p>5 条例第十六条の特別地区の指定、指定の解除及び区域の変更(関係行政機関の長との協議、公示等</p>	
<p>1 知事決裁事項である条例第十三条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)の基本方針の策定及び変更並びに条例第十四条第一項(同条第九項において準用する場合を含む。)の区域の指定及び指定の解除並びに同条第七項の公示並びに部長専決事項を除く条例の施行に関する事務</p>	
<p>六 岐阜県希少野生生物保護条例(平成十五年条例第二十二号。以下この項中「条例」という。)の施行事務</p>	<p>五 岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場条例(平成十四年条例第四十六号。以下この項中「条例」という。)の施行事務</p>
<p>1 条例第七条第三項の希少野生生物保護基本方針の策定に係る自然環境保全審議会(次号及び第五号において「審議会」という。)への諮問</p> <p>2 同条第四項の公表(同条第五項において準用する場合を含む。)</p> <p>3 条例第八條第一項(同条第八項において準用する場合を含む。)の指定希少野生生物の指定及び指定の解除に係る審議会への諮問</p> <p>3 条例第八條第二項</p>	<p>6 条例第二十條の野生動物保護地区の指定、指定の解除及び区域の変更(公示等を含む。)</p> <p>1 条例第四条第三項の利用料金の承認</p> <p>2 条例第十二條の管理業務の休止又は廃止の承認</p>
<p>1 知事決裁事項である条例第七條第一項の希少野生生物保護基本方針の策定並びに条例第八條第一項の指定希少野生生物の指定及び同条第七項の解除並びに部長専決事項を除く条例の施行に関する事務</p>	<p>1 知事決裁事項である条例第七條第三項の指定、管理者の指定、条例第八條第一項の指定の取消し及び管理業務の停止並びに条例第十三條の公示並びに部長専決事項を除く条例の施行に関する事務</p>

	<p>11 一の保護整備事業計画の策定並びに同条第三項の告示及び同条第四項に</p> <p>10 一の野生生物保護推進員の委嘱及び同条第五項の解囑</p> <p>9 一の立入制限地区の指定及び同条第三項の指定の解除</p> <p>8 一の公聴会の開催</p> <p>7 一の公聴会の開催及び縦覧</p> <p>6 一の公聴会の開催及び縦覧</p> <p>5 一の公聴会の開催及び縦覧</p> <p>4 一の公聴会の開催及び縦覧</p> <p>3 一の公聴会の開催及び縦覧</p> <p>2 一の公聴会の開催及び縦覧</p> <p>1 一の公聴会の開催及び縦覧</p>								
<p>別表第三地球環境課の表の表以外の部分中「地球環境課」を「環境管理課」に改め、同表中二の項を削り、三の項を二の項とし、四の項から十三の項までを一項ずつ繰り上げ、十四の項及び十五の項を削り、十六の項を十三の項とし、十七の項を削り、十八の</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 1187 526 1422"> <p>八 岐阜県地球温暖化防止基本条例(平成二十一年岐阜県条例第二十一号。以下この項中「条例」という。)の施行事務</p> </td> <td data-bbox="159 1422 526 1601"> <p>七 岐阜県立野営場野営施設利用料金条例(平成十七年条例第五十五号。以下この項中「条例」という。)の施行事務</p> </td> <td data-bbox="159 1601 526 1848"> <p>1 条例第三条第二項の利用料金の承認</p> <p>13 条例第三十一条第二項及び第三項の認定の取消し</p> </td> <td data-bbox="159 1848 526 2116"> <p>1 部長専決事項を除く条例の施行に関する事務</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="526 1187 861 1422"> <p>1 条例第八条第四項の公表</p> <p>2 条例第十条第一項の事業活動環境配慮指針の策定</p> <p>3 条例第二十一条第一項の自動車通動環境配慮指針の策定</p> <p>4 条例第二十五条第一項の建築物環境配慮指針の策定</p> <p>5 条例第三十八条の勧告</p> <p>6 条例第三十九条第一項の公表及び同条第二項の通知等</p> </td> <td data-bbox="526 1422 861 1601"></td> <td data-bbox="526 1601 861 1848"></td> <td data-bbox="526 1848 861 2116"> <p>1 知事決裁事項である条例第八条第一項の地球温暖化防止計画の策定及び条例第九条の地球温暖化対策の実施状況の公表並びに部長専決事項を除く条例の施行に関する事務</p> </td> </tr> </table>	<p>八 岐阜県地球温暖化防止基本条例(平成二十一年岐阜県条例第二十一号。以下この項中「条例」という。)の施行事務</p>	<p>七 岐阜県立野営場野営施設利用料金条例(平成十七年条例第五十五号。以下この項中「条例」という。)の施行事務</p>	<p>1 条例第三条第二項の利用料金の承認</p> <p>13 条例第三十一条第二項及び第三項の認定の取消し</p>	<p>1 部長専決事項を除く条例の施行に関する事務</p>	<p>1 条例第八条第四項の公表</p> <p>2 条例第十条第一項の事業活動環境配慮指針の策定</p> <p>3 条例第二十一条第一項の自動車通動環境配慮指針の策定</p> <p>4 条例第二十五条第一項の建築物環境配慮指針の策定</p> <p>5 条例第三十八条の勧告</p> <p>6 条例第三十九条第一項の公表及び同条第二項の通知等</p>			<p>1 知事決裁事項である条例第八条第一項の地球温暖化防止計画の策定及び条例第九条の地球温暖化対策の実施状況の公表並びに部長専決事項を除く条例の施行に関する事務</p>
<p>八 岐阜県地球温暖化防止基本条例(平成二十一年岐阜県条例第二十一号。以下この項中「条例」という。)の施行事務</p>	<p>七 岐阜県立野営場野営施設利用料金条例(平成十七年条例第五十五号。以下この項中「条例」という。)の施行事務</p>	<p>1 条例第三条第二項の利用料金の承認</p> <p>13 条例第三十一条第二項及び第三項の認定の取消し</p>	<p>1 部長専決事項を除く条例の施行に関する事務</p>						
<p>1 条例第八条第四項の公表</p> <p>2 条例第十条第一項の事業活動環境配慮指針の策定</p> <p>3 条例第二十一条第一項の自動車通動環境配慮指針の策定</p> <p>4 条例第二十五条第一項の建築物環境配慮指針の策定</p> <p>5 条例第三十八条の勧告</p> <p>6 条例第三十九条第一項の公表及び同条第二項の通知等</p>			<p>1 知事決裁事項である条例第八条第一項の地球温暖化防止計画の策定及び条例第九条の地球温暖化対策の実施状況の公表並びに部長専決事項を除く条例の施行に関する事務</p>						

項を十四の項とし、十九の項から二十二の項までを削り、二十三の項を十五の項とし、二十四の項を十六の項とする。

別表第三商業流通課の表に次のように加える。

七 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号。以下この項中「法」という。）の施行事務		
1 法第四条第一項の地域産業資源の内容の指定	2 法第四条第二項の地域産業資源の内容の公表及び主務大臣への通知	3 法第六条第一項の意見書の送付
1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務		

別表第三労働雇用課の表二の項部長専決事項の欄第一号中「及び同条第四項の労働局長の意見の聴取」を削り、同項課長専決事項の欄第一号中「同条第四項」を「同条第六項」に改め、同表六の項部長専決事項の欄第五号中「第四十一条第二項」を「第四十二条第二項」に改める。

別表第三農政課の表中二の項を次のように改める。

二 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号。以下この項中「法」という。）の施行事務		
1 法第十一条の二の二の共済計理人の解任の命令	2 法第十一条の三十四の措置の命令	3 法第四十条第一項及び第三項の選任等及び第三項の選任等
4 法第六十条第一項（法第六十四条第三項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）の認可	5 法第六十三条第二項の設立の認可の取消し	6 法第九十四条の二の第一項及び第二項の
1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務		

別表第三農政課の表中四の項を五の項とし、三の項の次に次のように加える。

四 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第百四十二号。以下この項中「法」という。）の施行事務		
1 法第四十三条第一項及び第三項の選任等	2 法第六十四条（法第六十八条第三項及び第六十九条第三項において準用する場合を含む。）の認可	3 法第六十六条の二の設立の認可の取消し
4 法第二百二十三条の二第一項から第三項までの規定による命令	5 法第二百二十四条第一項の措置命令及び同条第二項の業務停止等の命令	6 法第二百二十四条第三項の信用事業規程
1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務		

規定による命令並びに同条第五項の指示	法第九十五条第一項の措置の命令及び同条第二項の業務停止等の命令	8 法第九十五条第三項の信用事業規程等の承認の取消し	9 法第九十五条の二の解散の命令	10 法第九十六条第一項の決議等の取消し	11 法第九十七条の専属利用契約の取消し
--------------------	---------------------------------	----------------------------	------------------	----------------------	----------------------

<p>二 農業改良助長法 (以下この項中</p>	<p>別表第三農業振興課の表中二の項を次のように改める。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="295 134 1053 425"> <p>事務の種類 一 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号。以下この項中「法」という。)及び岐阜県卸売市場条例(昭和四十六年条例第三十五号。以下この項中「条例」という。)の施行事務</p> </td> <td data-bbox="295 425 1053 604"> <p>副知事専決事項</p> </td> <td data-bbox="295 604 1053 862"> <p>部長専決事項 1 法第五十五条の地方卸売市場の開設の許可、法第五十八条第一項の卸売業務の許可又は法第六十条の地方卸売市場の廃止の許可 2 法第六十五条第一項及び第二項の許可の取消し等 3 条例第五条の統合整備等の勧告 4 条例第十一条第一項及び第二項の営業の譲渡等の認可並びに条例第十二条第一項の業務の相続の認可 5 条例第二十四条の業務又は会計の改善措置の命令</p> </td> <td data-bbox="295 862 1053 1064"> <p>課長専決事項 1 知事決裁事項である法第六条第一項の県卸売市場整備計画の策定及び部長専決事項を除く法及び条例の施行に関する事務</p> </td> </tr> </table>	<p>事務の種類 一 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号。以下この項中「法」という。)及び岐阜県卸売市場条例(昭和四十六年条例第三十五号。以下この項中「条例」という。)の施行事務</p>	<p>副知事専決事項</p>	<p>部長専決事項 1 法第五十五条の地方卸売市場の開設の許可、法第五十八条第一項の卸売業務の許可又は法第六十条の地方卸売市場の廃止の許可 2 法第六十五条第一項及び第二項の許可の取消し等 3 条例第五条の統合整備等の勧告 4 条例第十一条第一項及び第二項の営業の譲渡等の認可並びに条例第十二条第一項の業務の相続の認可 5 条例第二十四条の業務又は会計の改善措置の命令</p>	<p>課長専決事項 1 知事決裁事項である法第六条第一項の県卸売市場整備計画の策定及び部長専決事項を除く法及び条例の施行に関する事務</p>	<p>別表第三農政課の表の次に次の一表を加える。 農産物流通課</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1053 134 1430 425"></td> <td data-bbox="1053 425 1430 604"></td> <td data-bbox="1053 604 1430 862"> <p>等の認可の取消し 7 法第二百二十四条の二の解散の命令 8 法第二百二十五条第一項の決議等の取消し 9 法第二百二十六条の専用契約の取消し</p> </td> <td data-bbox="1053 862 1430 1064"></td> </tr> </table>			<p>等の認可の取消し 7 法第二百二十四条の二の解散の命令 8 法第二百二十五条第一項の決議等の取消し 9 法第二百二十六条の専用契約の取消し</p>	
<p>事務の種類 一 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号。以下この項中「法」という。)及び岐阜県卸売市場条例(昭和四十六年条例第三十五号。以下この項中「条例」という。)の施行事務</p>	<p>副知事専決事項</p>	<p>部長専決事項 1 法第五十五条の地方卸売市場の開設の許可、法第五十八条第一項の卸売業務の許可又は法第六十条の地方卸売市場の廃止の許可 2 法第六十五条第一項及び第二項の許可の取消し等 3 条例第五条の統合整備等の勧告 4 条例第十一条第一項及び第二項の営業の譲渡等の認可並びに条例第十二条第一項の業務の相続の認可 5 条例第二十四条の業務又は会計の改善措置の命令</p>	<p>課長専決事項 1 知事決裁事項である法第六条第一項の県卸売市場整備計画の策定及び部長専決事項を除く法及び条例の施行に関する事務</p>								
		<p>等の認可の取消し 7 法第二百二十四条の二の解散の命令 8 法第二百二十五条第一項の決議等の取消し 9 法第二百二十六条の専用契約の取消し</p>									
<p>1 法の施行に関する事務のうち</p>											

<p>別表第三農産園芸課の表中四の項を削り、三の項を六の項とし、二の項を五の項とし、</p>	<p>九 地力増進法(昭和五十九年法律第三十四号。以下この項中「法」という。)の施行事務</p>	<p>八 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第三十九号。以下この項中「法」という。)の施行事務</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="295 1120 1053 1601"> <p>1 法第三条第一項の対策地域の指定又は法第四条第一項の区域の変更等 2 法第五条第一項の対策計画の策定又は法第六条第一項の変更 3 法第八条第一項の特別地区の指定又は法第九条第一項の変更等 4 法第十二条の調査測定の結果の公表</p> </td> <td data-bbox="295 1601 1053 2114"> <p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p> </td> </tr> </table>	<p>1 法第三条第一項の対策地域の指定又は法第四条第一項の区域の変更等 2 法第五条第一項の対策計画の策定又は法第六条第一項の変更 3 法第八条第一項の特別地区の指定又は法第九条第一項の変更等 4 法第十二条の調査測定の結果の公表</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	<p>「法」という。)の施行事務</p> <p>協同農業普及事業に関する事務</p> <p>別表第三農業振興課の表以外の部分中「農業振興課」を「農業経営課」に改め、同表三の項を削り、同表四の項部長専決事項の欄第一号中「株式会社日本政策金融公庫業務方法書第四」を「株式会社日本政策金融公庫国内金融業務方法書第十条」に改め、同項を同表三の項とし、同表五の項部長専決事項の欄第一号中「及び第三号」を削り、同項を同表四の項とし、同表中六の項を五の項とし、七の項を六の項とし、八の項及び九の項を削り、同表十の項部長専決事項の欄第三号中「又は法附則第七項の実施方針の補完の承認」を削り、同欄第四号及び第五号を削り、同項を同表七の項とし、同表中十一の項及び十二の項を削り、十三の項を八の項とし、十四の項から十六の項までを削る。 別表第三検査監督課の表及び農業技術課の表を削る。 別表第三農産園芸課の表中六の項を十の項とし、五の項を七の項とし、同項の次に次のように加える。</p>
<p>1 法第三条第一項の対策地域の指定又は法第四条第一項の区域の変更等 2 法第五条第一項の対策計画の策定又は法第六条第一項の変更 3 法第八条第一項の特別地区の指定又は法第九条第一項の変更等 4 法第十二条の調査測定の結果の公表</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>				

一の項を四の項とし、同項の前に次のように加える。

<p>一 農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号。以下この項中「法」という。)の施行事務</p>		<p>1 法第三十一条第二項の肥料の登録の取消し等</p> <p>2 法第三十三条の公開の聴聞の実施</p> <p>3 法第三十五条第一項の法の適用を除外される肥料の指定</p>	<p>1 法の施行に関する事務</p>
<p>二 肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号。以下この項中「法」という。)の施行事務</p>		<p>1 法第三十一条第二項の肥料の登録の取消し等</p> <p>2 法第三十三条の公開の聴聞の実施</p> <p>3 法第三十五条第一項の法の適用を除外される肥料の指定</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>
<p>三 植物防疫法(昭和二十五年法律第二百五十一号。以下この項中「法」という。)の施行事務</p>		<p>1 法の施行に関する事務</p>	<p>1 部長専決事項を除く有機農産物及び有機加工食品(茶及びびこんにやくに限る。)の生産行程管理者の認定業務に関する事務</p>

別表第三農産園芸課の表に次のように加える。

<p>1 法第十四条第二項の生産行程管理者の認定</p> <p>2 法第十六条の登録の申請、法第十七条の三の登録の更新の申請及び法第十七条の八の業務の休廃止の決定</p> <p>3 法第十七条の七の業務規程の届出</p> <p>4 有機農産物及び有機加工食品(茶及びびこんにやくに限る。)の生産行程管理者の</p>	<p>1 部長専決事項を除く有機農産物及び有機加工食品(茶及びびこんにやくに限る。)の生産行程管理者の認定業務に関する事務</p>
---	---

<p>認定に関する事務のうち、第一号の認定に係る判定の通知、監査の実施受入れ並びに苦情、異議申立て及び紛争の処理に関する事務</p>		<p>1 法第四十一条の農業会議への措置の命令</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>
<p>事務の種類</p> <p>一 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号。以下この項中「法」という。)の施行事務</p> <p>二 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この項中「法」という。)の施行事務</p>	<p>副知事専決事項</p>	<p>1 法第三十九条第一項の特定利用権の設定の裁定</p> <p>2 法第四十一条の特定利用権に係る賃貸借の解除の承認</p> <p>3 法第四十三条第二項において読み替えて準用する法第三十九条第一項の遊休農地を利用する権利の設定の裁定</p> <p>4 法第五十一条第一項の違反転用者等に対する転用許可の取消等</p>	<p>1 部長専決事項及び別表第四に掲げる専決事項を除く法の施行に関する事務</p>
<p>三 農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法)</p>		<p>1 法第四十一条の農業振興地域整備基本方針の策定又は法</p>	<p>1 部長専決事項及び別表第四に掲げる専決事項</p>

別表第三農産園芸課の表の次に次の一表を加える。

農村振興課

<p>六 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号。以下この項中</p>	<p>五 市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>	<p>四 農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第一百十二号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>	<p>律第五十八号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>
<p>2 法第七条第五項の</p>	<p>1 法第五条の定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化に関する計画の策定又は同条第十</p>	<p>1 法第四条の農村地域工業等導入基本計画の策定又は変更</p>	<p>第五條第一項の変更 2 法第六條第一項の農業振興地域の指定又は法第七條第一項の区域の変更若しくは指定の解除 3 法第九條第一項の農業振興地域整備計画の策定又は法第十三條第一項の変更 4 法第十三條の第二項の交換分合計画の認可 5 法第十五條の第三項の農用地区域内における開発行為の中止の命令等</p>
<p>1 部長専決事項及び別表第四に掲げる専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>	<p>を除く法の施行に関する事務</p>
<p>七 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号。以下この項中「法」という。）の施行事務</p>	<p>二 地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号。以下この項中「法」という。）及び地すべり等防止法施行令（昭和三十三年政令第一百十一号。以下この項中「令」という。）の施行事務</p>		
<p>7 法第二十八條第四項の負担金に係る意見の具申</p>	<p>6 法第二十四條第一項の関連事業計画の作成の勧告及び同条第三項の協議への同意</p>	<p>1 法第三条第一項の区域指定に対する意見の具申 2 法第十一条の主務大臣及び知事以外の者の工事の施行の承認等 3 法第十三條の兼用工作物の工事等についての協議 4 法第十四條第一項の工事原因者への工事の施行の命令 5 法第二十三條第一項及び第二項の措置の命令 6 法第二十四條第一項の関連事業計画の作成の勧告及び同条第三項の協議への同意</p>	<p>所有権移転等促進計画の承認</p>
<p>1 部長専決事項を除く法及び令の施行に関する事務</p>			

別表第三農地計画課の表以外の部分中「農地計画課」を「農地整備課」に改め、同表中二の項を三の項とし、一の項の次に次のように加える。

		<p>8 法第三十三條の兼用工作物の費用負担の協議</p> <p>9 法第四十九條の資料等の提出</p> <p>10 令第四条第一項第四号及び第二項第六号の許可を要しない行為の指定</p> <p>11 令第五条第二項第二号及び第三項第二号の載荷量の指定</p>	
<p>二 地すべり等防止法(以下この項中「法」という。)及び地すべり等防止法施行令(以下この項中「令」という。)の施行事務</p>		<p>1 法第三条第一項の区域指定に対する意見の具申</p> <p>2 法第十一条の主務大臣及び知事以外の者の工事の施行の承認等</p> <p>3 法第十三条の兼用工作物の工事等についての協議</p> <p>4 法第十四条第一項の工事原因者への工事の施行の命令</p> <p>5 法第二十三条第一項及び第二項の措置の命令</p> <p>6 法第二十四条第一項の関連事業計画の作成の勧告及び同条第三項の協議への同意</p> <p>7 法第二十八条第四項の負担金に係る意見の具申</p>	<p>1 部長専決事項を除く法及び令の施行に関する事務</p>

別表第三治山課の表中一の項を三の項とし、一の項の次に次のように加える。

		<p>8 法第三十三條の兼用工作物の費用負担の協議</p> <p>9 法第四十九條の資料等の提出</p> <p>10 令第四条第一項第四号及び第二項第六号の許可を要しない行為の指定</p> <p>11 令第五条第二項第二号及び第三項第二号の載荷量の指定</p>	
<p>二 公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成十七</p>	<p>1 岐阜県建設工事総合評価審査会設置要</p>	<p>1 岐阜県建設工事総合評価審査会の委員の任免</p>	<p>1 法の進行管理及び調整に関する事務</p>
<p>四 建設事業の入札制度に関する事務</p>	<p>1 岐阜県入札制度検討委員会等に関する要綱の改正</p>	<p>1 岐阜県入札制度運営調査委員会の委員の任免</p>	<p>1 建設事業に係る入札制度の運用に関する事務</p>

別表第三建設政策課の表中四の項及び五の項を削り、同表六の項事務の種類の欄中「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」を「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に改め、同項を同表四の項とし、同表中七の項を五の項とし、八の項を削り、九の項を六の項とする。

別表第三技術検査課の表中五の項を八の項とし、二の項から四の項までを三項ずつ繰り下げ、一の項を三の項とし、同項の次に次のように加える。

別表第三技術検査課の表に一の項及び二の項として次のように加える。

<p>年法律第十八号。以下この項中「法」といふ。の施行事務</p>	<p>網の改正</p>		
<p>別表第三砂防課の表一の項事務の種類欄中「昭和三十三年法律第三十号。」及び「昭和三十三年政令第二百十号。」を削り、同表五の項事務の種類欄中「昭和三十三年政令第二百四十六号。」を削る。</p>	<p>別表第三都市政策課の表五の項部長専決事項の欄第一号中「第五条第三項」を「第五条第一項及び第二項」に、「に係る」を「並びに同条第三項の」に改め、同欄第二号中「第五条の第二項」を「第五条の第一項」に、「に係る」を「及び同条第二項の」に改め、同欄第三号中「第四号から第七号まで」及び「(法第十五条第一項第一号から第三号までの都市計画の変更を除く。)」を削り、同欄第七号中「及び同条第六項」を、「同条第六項」に改め、「要求」の下に「及び同条第七項の国の計画の策定又は変更の申出」を加え、同項課長専決事項の欄第一号中「知事決裁事項である法第五条第一項及び第二項の都市計画区域の指定、法第五条の第二項の準都市計画区域の指定、法第十五条第一項第一号から第三号までの都市計画の決定並びに法第二十四条第七項の国の計画の策定又は変更の申出並びに」を削り、同表七の項部長専決事項の欄中第十八号を第十九号とし、第四号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。</p>	<p>4 法第九条第一項の土地利用基本計画の策定 別表第三都市政策課の表七の項課長専決事項の欄第一号中「法第九条第一項の土地利用基本計画の策定」を削る。</p>	<p>別表第三建築指導課の表十の項事務の種類欄中「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」を「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」に改める。 別表第三公共建築住宅課の表一の項事務の種類欄中「条例()」の下に「昭和三十五年条例第二号。」を加え、同表四の項を削り、同表五の項事務の種類欄中「昭和三十五年条例第二号。」を削り、同項を同表四の項とし、同項の次に次のように加える。</p>
<p>五 住生活基本法 (平成十八年法律第六十一号。以下この項中「法」といふ。)の施行事務</p>		<p>1 法第十五条第四項の全国計画に対する意見の具申 2 法第十七条第一項の県住生活基本計画</p>	<p>1 部長専決事項を除く法の施行に関する事務</p>
<p>務 の策定(同条第八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。) 3 法第十七条第三項の市町村との協議 4 法第十七条第四項の国土交通大臣に対する協議 5 法第十七条第七項の公表及び国土交通大臣への報告</p>	<p>別表第三公共建築住宅課の表に次のように加える。 七 都市建築事業に係る工事の検査等に関する事務 1 設計金額千五百万円未満の都市建築事業に係る工事の検査に関する事務</p>	<p>別表第三スポーツ健康課の表一の項教育長専決事項の欄第一号及び同項課長専決事項の欄第二号を削る。 別表第四農林事務所の部一の項現地機関の長専決事項の欄中第四号を第六号とし、同欄第三号中「農地等」の下に「の転用の許可」を加え、「の転用の許可」を、「申請による転用許可の取消し」に、「当該農地」を「土地」に改め、同号を同欄第五号とし、同欄第二号中「の許可」の下に「申請による転用許可の取消し」を加え、「当該農地」を「土地」に改め、同号を同欄第四号とし、同欄第一号の次に次の二号を加える。 2 法第三条第四項の通知 3 法第二条第六項の農地等の利用状況の報告の受付 別表第四農林事務所の部三の項現地機関の長専決事項の欄第一号中「の農業振興地域整備計画のうち市町村の策定に係るもの」を「において準用する法第八条第四項の市町村が策定する農業振興地域整備計画」に改め、同部七の項事務の種類欄中「農地・水・環境保全向上対策実施要綱」を「環境保全型農業直接支援対策実施要綱」に改め、同項現地機関の長専決事項の欄第三号中「営農活動」を「先進的営農活動支援交付金の交付の対象となる活動」に改め、同号を同欄第四号とし、同欄中第二号を第三号とし、</p>	

同欄第一号中「計画」の下に「(先進的営農活動支援交付金に係るものに限る。)」を加え、同号を同欄第一号とし、同号の前に次の一号を加える。

1 環境保全型農業直接支払交付金の交付の対象となる活動に関する事項の実施状況についての確認結果の通知

附則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第二号

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程(昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「組織規則第六十二条第一項に規定する部長及び室長」を削り、同条第七号中「組織規則」を「(担当総括が置かれない担当にあつては、当該担当に属する組織規則)」に、「及び技術主査」を「又は技術主査のうち最も上席のもの」に改める。

別表第一二の項所長決裁事項の欄中「課長の欄に掲げる職」の下に、「同表研究職の表の試験研究機関の長の欄に掲げる職」を加え、「病院長の欄、副院長の欄」を「次長の欄」に、「副院長の欄及び看護部長の欄」を「看護部長の欄」に改め、「職にある者」の下に「並びに情報科学芸術大学院大学、国際情報科学芸術アカデミー、国際園芸アカデミー及び森林文化アカデミーの学長の職にある者」を加え、同表中十六の項を削り、十七の項を十六の項とし、十八の項から二十一の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第二振興局及び振興局に置かれる事務所の表二十九の項所長決裁事項の欄第三号中「第九条の三第八項」を「第九条の三第九項」に改め、同欄第四号中「第九条の三第九項」を「第九条の三第十項」に改め、同欄第十四号中「第十五条の二の六」を「第十

五条の二の七」に改める。

別表第二県税事務所及び自動車税事務所の表一の項所長決裁事項の欄第二十二号中「第五百二十二条の二から第五百五十四条まで」を「第七十一条の十九から第七十一条の二十一まで」に改める。

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表二十三の項課長専決事項の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、同表二十四の項所長決裁事項の欄第十二号中「第十三条」を「第三十三条第一項」に改め、同表二十五の項所長決裁事項の欄第五号中「第五十四条から第五十六条まで」を「第五十五条及び第五十六条」に改める。

別表第二農林事務所の表中十一の項を削り、十二の項を十一の項とし、十三の項から二十五の項まで一項ずつ繰り上げ、同表に次のように加える。

二十五 地すべり等
防止法(昭和三十三年法律第二〇号)
の施行事務

1 課長専決事項を除く法の施行に関する事務

1 法第八条第一項の規定による標識の設置
2 法第十六条第一項の規定による地滑り防止工事のための他人の土地への立ち入り又は一時使用

別表第二土木事務所の表十二の項事務の種類欄中「(昭和三十三年法律第三〇号)」を削る。

別表第二建築事務所の表十七の項所長決裁事項の欄中「第四十八条第一項」を「第四十九条第一項」に改める。

別表第二流域浄水事務所の表十一の項所長決裁事項の欄第一号中「第七条第二項」を「第七条第三項」に改め、同欄第二号中「第七条第三項」を「第七条第四項」に改め、同表中十四の項を十五の項とし、十三の項の次に次のように加える。

十四 岐阜県地球温暖化防止基本条例の施行事務

1 条例第十一条の温室効果ガス排出削減計画書の作成及び提出
2 条例第十三条の温室効果ガス排出削減計画実績報告書の作成及び提出

附則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第三号

庁中一般
各現地機関

附属機関の委員等の職に充てる職員等の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

令 附属機関の委員等の職に充てる職員等の職の指定に関する規程の一部を改正する訓令

附属機関の委員等の職に充てる職員等の職の指定に関する規程（昭和五十年岐阜県訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

別表岐阜県公務災害補償等認定委員会（次長（医療・保健担当）を「健康福祉部次長（技術に関する事務を掌理する者に限る。）に改め、同表岐阜県交通安全対策会議の項中「環境生活政策課長、地球環境課長」を「地域安全室長」に改め、同表歯科技工士国家試験委員の項中「次長（医療・保健担当）」を「健康福祉部次長（技術に関する事務を掌理する者に限る。）」に改め、同表岐阜県農業共済保険審査会の項中「農業振興課長」を「農業経営課長」に改める。

附則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第四号

庁中一般
各現地機関

岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県職員倫理規程の一部を改正する訓令

岐阜県職員倫理規程（平成九年岐阜県訓令甲第十号）の一部を次のように改正する。別表本庁の部知事直轄組織（秘書課及び広報課に限る。）の項中「秘書広報総括監」を「秘書広報統括監」に改め、同部出納事務局の項中「出納事務局長」を「会計管理者」に改める。

附則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第五号

庁中一般
各現地機関

岐阜県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

令 岐阜県副知事の担任事務等に関する規程の一部を改正する訓令

岐阜県副知事の担任事務等に関する規程（平成十一年岐阜県訓令甲第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号に次のように加える。

八 その他知事が指定する事項に関する事。

第一条第二号中「西藤公司副知事」を「淵上俊則副知事」に改め、同号イ中「健康福祉部」を削り、同号ロ中「人事委員会」の下に「公安委員会」を加え、同条第三号イ中「総合企画部」の下に「健康福祉部」を加え、同号ロ中「公安委員会」を削る。第二条第一項第一号並びに第三条第二項及び第三項中「西藤公司副知事」を「淵上俊則副知事」に改める。

附則

この訓令は、平成二十三年四月一日から施行する。

